

平成 25 年 9 月 19 日 (木曜日)

(会議第 6 日目)

応招議員

1番	小 松 孝 年	2番	小 永 正 裕	3番	西 村 將 伸
4番	坂 本 あ や	5番	亀 沢 徳 明	6番	宮 地 葵 子
7番	矢 野 昭 三	8番	山 崎 正 男	9番	藤 本 岩 義
10番	明 神 照 男	11番	森 治 史	12番	宮 川 德 光
13番	池 内 弘 道	14番	濱 村 博	15番	下 村 勝 幸
16番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総 務 課 長	武 政 登	情 報 防 災 課 長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	金 子 富 太	住 民 課 長	松 田 春 喜
健 康 福 祉 課 長	宮 川 茂 俊	農 業 振 興 課 長	野 並 誠 路
まちづくり課長	森 田 貞 男	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
地 域 住 民 課 長	村 越 豊 年	海 洋 森 林 課 長	浜 田 仁 司
建 設 課 長	今 西 文 明	会 計 管 理 者	濱 田 啓
教 育 委 員 長	山 下 一 夫	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畠 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議事日程第6号

平成25年9月19日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第24号から議案第62号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第31号から議員提出議案第33号まで

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●議員から提出された議案

- 議案第 31 号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について
議案第 32 号 道州制導入に反対する意見書について
議案第 33 号 来年 4 月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書について

議事の経過

平成25年9月19日

午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従いまして議案審議を行いますので、よろしくお願ひします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者、小松孝年君。

1番（小松孝年君）

おはようございます。

長い9月議会もいよいよ最終日です。一般質問もあと2人となりました。

さつきも小永先輩と話してましたけれども、あと2人、2人で1時間で終わるぞというふうに約束してますので、よろしくお願ひします。

まあ、余談はこのぐらいにして。

私の今回の質問は、学校、生涯スポーツについてということで3点要旨を挙げております。

まず初めにですね、学校教育、生涯学習におけるスポーツの意義は何かということで、教育長にお伺いします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは小松議員の、学校および生涯スポーツについてのご質問に、通告書に基づきましてお答えを致します。

まず、学校教育、生涯学習におけるスポーツの意義はということでございます。議員もスポーツには非常に熱心に取り組んでこられ、スポーツ振興にも大変ご尽力をいただいておりますので十分ご承知のこととは思いますけれども、私なりに答弁をさせていただきます。

まず、学校教育におけるスポーツの意義ということでございます。

教育基本法の第1条に、教育の目的として、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の形成を期して行わなければならないと示されています。そして、その目的を実現するための教育の目標として、第2条に、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことと示されています。子どもたちの、知、徳、体の調和の取れた発達が目標とされております。

学校教育においては、心と体を一体としてとらえ、適切な運動経験と、健康や安全について理解を深め、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営むための基礎づくりが目標となってきます。

運動やスポーツは、体を動かすという人間の本質的な欲求に応え、精神的にも達成感や楽しさなどを与えるとともに、健康の増進や体力の向上につながり、児童生徒にとっては人間形成に大きく影響を与え、心身両面

にわたる健全な発達に大きく寄与するものであるというふうに考えております。

次に、生涯学習におけるスポーツの意義ということでございます。

教育基本法第3条に、生涯学習の理念としまして、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊な人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとあります。

先にも説明をしましたように、スポーツは多様な意義を持っていると思います。特に現在の社会では、生活の利便化などにより運動不足に陥りやすい生活環境になっており、スポーツにより意識的に身体を動かすことが日常の生活に不可欠となっております。日常生活の中で主体的に、また継続的にスポーツに親しむことにより、仲間や家族との触れ合いを図りながら、健康で積極的なライフスタイルを形成できると思っております。

また、スポーツは生きがいづくりという面からも大事なものであります。特に、高齢者が生きがいを持ち、老後をいかに健康で豊かに過ごしていくかという観点からも重要でございます。

このように、スポーツはさまざまな意義を持っているというふうに思っているところです。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今、教育長に答弁いただきました。

ちょっと、2回目で言おうとしたことをほとんど教育長に言われてしまいまして、ほとんど自分の資料と同じようなことを言わされました。

まあ大体、意義といえば同じような考えになるのは当然かと思います。ほんと、先ほど教育長が言われてましたように、教育基本法の中で教育の目的というのがありますが。これは、平成18年に基本法を改正されたときにですね、この目的というのは、元はですね教育の方針ということで2条に書かれておったと思います。まあ、そこはひとくくりで大ざっぱに書いていたわけですけども、今回はですね、目標として5点ぐらいに分かれて書かれております。先ほど、教育長からも説明ありましたように、その5点の内容がですね、ほとんどいうか、必ずそのスポーツからでないとなかなか目標が達せれないような内容です。内容については、先ほど教育長からほとんど説明がありました。

私の思うスポーツの意義と、今、教育長が言われました意義、ほとんど同じです。

また、生涯スポーツの面でもですね、同じような考え方で言っていただきました。

生涯スポーツにおいてはですね、まあ高齢者のことでも出ましたけれども。高齢者もこの近代社会この発達によりですね、歩いたり、そういった日ごろの運動が少なくなっています。そういう体を動かす機会という面でも、生涯スポーツは役に立つんやないかと。

また、体力の向上とかストレス発散、生活習慣病ですかね、そういう予防にもなるのではないかというふうに、生涯スポーツの方ではあります。こういった面は健康福祉課の方にも質問したいわけですから、まあ、今日のところはやめときます。いつか楽しみにしちよってください。

といったところで、また自論が長くなっていますけれども。

学校教育においても、生涯学習においても、スポーツは重要ということは十分認識していただいていると判断してもよろしいでしょうかね。うんうんと言ってますので、そういうことだと思います。

それでは、このことを踏まえてですね、後の質問につなげていこうと思います。

先日ですね、2020年の東京オリンピックが、この議会中、9月8日に決定されました。東京開催を決定付け

たのがですね、オリンピック招致に向けてのプレゼンだったと言われております。

プレゼンの内容は、オリンピックというスポーツのもたらす意義とか、そしてスポーツがいかに人と人を結び付けるかといった内容が高く評価されたといわれております。中でも、私が強く印象に残ったのは、パラリンピアンの佐藤さんのプレゼンで、スポーツの真の力ということで、新たな夢と笑顔にはぐくむ力、希望をもたらす力、人々を結び付ける力という内容でした。

そこで、次の2番に移りたいと思うのですけれども。

カッコ2はですね、全国大会出場や日本代表など、町内の活躍している選手や団体への激励と黒潮町の誇りを兼ねて、懸垂幕や横断幕をあげたり、祝い金の制度を作つてはどうかという質問です。これは結構やってる市町村もありますので、そういったことで2問目の質問したいと思いますけれども。

この質問の中ですね、実は昨日、役場の3階のベランダにどんと、祝、アンダー16、アジア選手権予選出場やつたですかね、日本代表、井上聖也君という横断幕がどんと掛かってました。

半分、無言の答弁があったように思いますけれども、付け加えてお願ひします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、小松議員の2番目の、活躍をしている選手や団体への横断幕、そして祝い金制度を作つては、とのご質問にお答えを致します。少し長くなりますけれども、ご了承願います。

議員ご指摘のように、学校で部活動等に打ち込み、優秀な成績を収めている生徒や、各種のスポーツで顕著な活躍をされている町民の方々を激励することは非常に大切なことであるというふうに考えております。出場に際して横断幕や懸垂幕を掲げることは、祝福を受けた選手自身の大きな励みにもなります。

しかしながら、議員がおっしゃられますように、町、あるいは教育委員会では、これまでこうした対応は取っておりませんでした。

その理由としましては、まず、表彰基準の問題がございました。祝い金はもちろんですけれども、町が公費で横断幕を作成して役場庁舎などへ掲げるということは、黒潮町民全体から祝福をされるに値する、相当の活躍や成績を残すことが必要となってきます。

実は、これは大変喜ばしいことでございますけれども、過去3年間の町内の中学校におけるスポーツクラブの四国大会以上の大会への出場回数は16回でございます。そのうち全国大会には、剣道が3回、陸上が1回、出場しております。今年を例にしますと、剣道女子が23年ぶりに県大会で優勝し、そのまま全国大会へ出場を致しました。しかし、バレーボール女子は同じく県大会に初優勝をしまして四国大会へ出場をし、勝ち上がりましたけれども、残念ながら全国大会出場はかないませんでした。

このように、仮に全国大会出場といつてもですね、出場の条件も違つてまいります。これがジュニア、いわゆる小学生から社会人までとなるとですね、全国大会出場の条件、こういったものは競技種目や大会そのものによって大きな差があるわけです。

2つ目の理由としましては、現在、黒潮町には黒潮町体育会組織が行つております、黒潮町スポーツ賞の表彰制度があるということです。制度の規定は、黒潮町のスポーツの普及、振興に顕著な功績を挙げた個人及び団体を表彰するというもので、1992年から実施をしており、毎年、トロフィーと表彰状を授与しております。

この具体的な基準と致しましては、原則としまして黒潮町に住所を有する者並びに黒潮町出身者となっており、表彰基準のうちの一つを申し上げますと、県下の競技会、これ新人戦は除きますけれども、競技会において優勝もしくは準優勝以上の成績を挙げた中学生以上の個人または団体ということになっております。

昨年度は、個人10名と団体1団体を選考委員会で選考し、大方あかつき館で表彰式を行っております。

黒潮町からは、黒潮町体育会へ毎年補助金を交付しており、こうした取り組みを続けていただいておりますので、スポーツに取り組んでいる方々の励みにもなっているものと思っております。

このような理由によりまして、これまで横断幕等は町の方では作成せずに、保護者等へお願いをしてきたところでございます。

ただ、今回掲げております横断幕につきましては、先日の高知新聞にも掲載をされておりましたけれども、大方中学校の3年生がサッカーのアンダー16、これ16歳以下の選手によるアジア選手権予選に日本代表として出場することになりました。この生徒は昨年も日本代表に選ばれておりまして、ご承知のようにその活躍は素晴らしいものがございます。

こうしたことから、町民を挙げて祝福をすべきと判断をして、その活躍を祝福し、そして激励の気持ちを込めて、町として横断幕を作成したところでございます。

小松議員は通告書の中で、全国大会出場以上を例として挙げられておりますけれども、具体的に実施をしていくとなれば、いろいろな検討課題がございます。

まず1つ目としまして、スポーツだけに限らず、芸術、文化面。そういう幅広い分野を対象とすべきではないかというふうに考えております。例えば、町の総務課長がですね、砂像の関係で全国大会、あるいは世界大会へも出場して活躍をされております。また、町内にはシニアの部で水泳の記録を持たれている方なんかもおられます。そういう方をどうするかという問題です。

それから、対象者をどうしていくかということでございます。黒潮町在住者とするのか、あるいは、黒潮町の出身者とするのかということでございます。これ、例えばの例でございますけれども、黒潮町の出身者が高校野球の全国甲子園の大会、これに出場した場合にはどうするのか。あるいは、国体に出場した場合にはどうするのかといったことなどもございます。

それから3番目として、先にも述べましたが、大会の基準そのものに大きな差があり、世界大会、あるいは全国大会と名の付く大会は非常に多くございます。表彰の基準をどうするかという問題がございます。

それから4番目として、これらを含めて、表彰対象者、この方々をどのように把握をしていくかということでございます。通常我々、新聞等のマスコミによって、皆さんの活躍を知る場合も大変多くございます。そういったことで、個人あるいは団体の申請主義にするのかどうかといったこともございます。

こういったことなど、現実的に非常に多くの検討をすべき課題がございます。これまで実施がなかなかできなかった背景には、こういった問題があったのではないかというふうに考えております。

いずれにしましても、祝い金制度というのは難しいというふうに考えておりますけれども、町が懸垂幕、あるいは横断幕を掲げるということにつきましては、町民の方々に説明できる明確な基準が必要となりますので、これらの問題がクリアできるのかどうかを含めてですね、今後、検討をしてまいりたいというふうに考えていくところです。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今後検討していきたいということですが。まあ、対象者の把握が難しいとか、いろいろとそのハードルが言われました。

今、そういう懸垂幕とか横断幕、懸垂幕いうたら垂れ幕ですよね。を市町村でやってるとこなんかはですね、

大抵のところが申請制度にしてるみたいです。申請制度でやってます。申請がなければやらないと。まあ、このへんも周知しておければ、出さんところは出んからっても文句はないと、そういうこともあると思います。

それと、対象者というのはですね、いろいろその文化的なこともあると思いますけれども、さっきの最初の質問がありましたように、この黒潮町、まあ自分はあまり区別したらいかんとは思いますけれども、さっきスポーツの持つ力というのをちょっと出しましたけれども、やっぱり前にも質問の中でも言いました、そのスポーツがですね、やはりこの黒潮町が合併して佐賀と大方をつなげていくのではないかと。それで、まあいうたら黒潮町の町民が1つになって応援できる体制を取った方が、みんなが話題性もあるし、黒潮町がですね、もうちょっとこう住民が活性化というかするんじゃないかという、昔、そういうような質問もしましたけれども。

そういう意味でですね、スポーツの持つ力をを利用してやるということで。スポーツに限って、その全国大会とか。ほんと言いたら自分は、ここへ全国大会いうて書いてますけども、四国大会まで行くことも大変なことですので、それ以上になって申請が出てきた所にはですね、出してやった方がいいんじゃないかというふうに思っております。

また、町内在住者か、町内出身でよそに出てる人はどうするかということもありましたけども、基本的に町内在住、また町内の学校にいる方を対象に行ったらいいんじゃないかと。両方やる必要はないという意味ではないですけれども、その垂れ幕とか横断幕なんかはですね、それに限ったことでいいんじゃないかというふうに自分は思うんですけども。そのへんも検討していただけるということですので、自分の考えも織り入れながら検討していただければいいと思います。

それと、祝い金はちょっと難しいと言いました。これはまあ、難しいのは難しいと思いますけれども。

これもですね、いろいろやってる所もあります。これも大体申請制度で、出場者1人につき5,000円、まあ10万限度とかいうふうにやってる所もあります。これは宇部市の体育協会がやっております。それから、いろんなところがあります。九州の方でも熊本とか、それから、今年甲子園に出た有田工業というところがありますが、そこは有田町、あれは佐賀県かな、ありましたけれども。甲子園出場にその補助金としてですね、町の方が50万円も、寄付じゃない、補助金です。そういうがを宿泊費とかそういうのに充てております。

結構、スポーツ団体とかスポーツ選手の保護者の皆さんも、いつも苦労してるのはよく見えます。ほんと、寄付を集めたりですね。剣道なんかもいつもいつもを寄付を集めてですね、しまいには、いつも金取りに来るという、もうそういう風な目で見られる親がおるので、よいよ嫌になるというふうな悩みも聞きます。親、保護者も一生懸命努力します。その手助けもなりますので、ぜひともこういう制度を、基準を作って、表彰規定を作ってですね制度化すれば、今からできるんじゃないかと思います。今までやってなかつたからいうのは今から変えていけばいいことですので、ぜひとも前向きな方向で行っていただきたいと思います。ほんとに子どもたちがこの町を誇りに思うとか、この町を自信に思えるような内容になってきますので、ぜひとも前向きに進めてください。

それと今日も、見てもらうたら分かりますけど、ここに、町の役場の3階にいつも横断幕をやってくれてますけれども、いろんながでね。なかなかちょっと見づらいとこもあります。駐車場が真下で、ずっと上見ないかんのでね。

ほんで、今度新しい庁舎ができるときでもええですし、またこっちの方にですね、横断幕より懸垂幕の方がすごい目立つんじゃないかと思いますけれども。横断幕はどうしても建物に一体化しますんで、なかなか、あつというふうに気付かないところがあります。どうしても見てもらわないと意味ないもんですのでね、今度、新庁舎造るときなんかはそういう。大抵のところは国道縁とかそういうところに掛けるとこを作つてですね、まあいたらポールを立ててこう釣り下げるようなものを作つてます。そういうのも今から検討していったらどう

かなと思います。この庁舎の横の方にもこう、1本棒があつて釣り下げるもんがあつたらできますんでね、そういうことも考えてやつていただいたらどうかと思います。そういうことで。

今回の議会でもいろいろ出てましたけれども、スポーツによる効果というので、今、サッカーの。まあ、室長の方からいろいろ言いたいことはあると思いますけれども、サッカーのグラウンドです。冬芝を植えてですね、すごい経済効果があったというのがありました。

この冬芝を植えるきっかけというのがですね、どういうところから来たかというとですね、最近、そのサッカーの誘致に当たって、藤田選手。Jリーガーですけれども。大方出身の藤田選手を何回か招いてやってました。その中の話の中でですね、いろいろ助言をいただいて、冬芝があればもっと人が来るよというふうな助言をいただいて、それがそういう実行につながりました。そういう経緯があります。

黒潮町はですね、結構、スポーツ選手でもプロになる選手、また、将来的にプロになり得る素質のある選手がいっぱいおります。で、そういう選手を逃さないようにですね、今回も、アンダー16の井上君なんかも、ひょっとしたらオリンピックに行くかもしれませんし、まあそういう選手になる可能性があります。やはりそういったところで町がやっぱりそういう心を差し伸べたら、やっぱり町に印象が残ります。この町、やっぱり優しい町やということになると、何とか協力しようという気持ちになります。それが今までなかったので、どうしてもそういう選手が今まで離れていました。

そういうためにもですね、やはりこういう表彰規定なんか作って、少しでも町が町内の子どもたちにですね夢を与えると。そういう方法を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

結果、前向きに検討してくれるというようなふうにとらえていいのかと思いますけれど。

もう一度、ちょっとその前向きに行くか、まあ検討するだけか、ちょっと一言お願ひします。

議長(山本久夫君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

お答えを致します。

小松議員は、スポーツを例にして挙げられました。

町としてやっぱ検討していくとなるとですね、スポーツ以外にも、例えば中学校にも、スポーツ以外の部活動もありますし、やっぱり全体的なことということで考えなくてはならないと思っております。

また、表彰の範囲なんかもですね、例えば、小中学生に限るということもできると思います。

そういういろんな部分をですね検討をして、実施するに当たってはどういった課題があるかと。これは前向きな検討ということにならかうと思いますので、そういうふうにご理解願いたいと思います。

以上です。

議長(山本久夫君)

小松君。

1番(小松孝年君)

ありがとうございます。

平成23年にですね、スポーツ基本法というのもできました。

その中にもですね、顕彰というような中で、国、及び地方公共団体は、スポーツの競技大会において優秀な成績を収めた者、及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならないというふうな基本法もできております。ぜひ、今言つていただいたように前向きに検討していただきたいと思います。

それではですね、最後の3番目に移りたいと思います。

3番目は、今後、町内の中学校のクラブ活動をどういう方向でいくか検討すべきではないかと。

最近、生徒も減っております。それで、団体スポーツなんか特にですね、部員不足とかに悩んでおります。

それと、さっきちらっと出しましたけれども、この黒潮町内にはほんとに優秀な素質を持った選手がたくさんというか、まあそういう血統なんでしょうね、いっぱいあります。そういう子どもたちをですね伸ばすために、そういったスポーツの強化とか、そういうことはできないかというのが3番目の質問です。

その中でですね、かなり減ってると言いましたけれども、今現在のそいつた状況なんかも、もし分かれれば答えていただきたいと思います。

議長(山本久夫君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

小松議員の(3)のですね、中学校の部活動についてのご質問にお答をしたいと思います。

まず、現在の黒潮町内の中学校の部活動の状況です。

部活動、基本的には全員入部制となっております。

佐賀中学校の方では、全校生徒数79名に対して、スポーツクラブが4クラブ、文化クラブが2クラブ、計6クラブございます。

このうち、野球は7名しかおりません。部員不足のために、大方中学校との合同チームを編成をしております。

またサッカーには、18名の中に女子が3名入部をしている状況です。

このほか、卓球、バレーボール、吹奏楽、ともに部員不足という状況になっております。

次に、大方中学校につきましては、全校生徒179名に対して、スポーツクラブが8クラブ、それから文化クラブ1クラブの9のクラブございます。

ただ、ソフトテニス、バスケットボール、卓球、剣道、陸上につきましては、男女それぞれ別々にありますので、全体では実質14の部があることになります。

大方中学校の方も全体的に部員不足ということで、剣道につきましては男女とも1年生部員がいない状況になっております。

このように、部員不足は全体的な問題となっております。

併せて、生徒数の減少は教職員数の減少にもつながっており、専門の指導者の確保、こういった面でも課題がございます。

部員不足への対応につきましては、ここ数年はですね、現状のままで活動は可能であるということでございますけれども、そういったことで、保護者の皆さまからは具体的な話はまだ出ておりません。

いずれにしましても、今後は部の数を少なくしていくことや、あるいは、必要であればもう連合チームの結成なども含めて、学校と保護者間で検討していく必要があろうかというふうに思っております。

また、部活動の強化ということもございますけれども、保護者の方からはですね、部活動を指導ができる教職員を望む声もございます。しかしながら、すべての部活動にそいつた先生方を配置することは現実問題として困難でございます。外部コーチを導入するなどの対応についてはですね、保護者の皆さん等で協議をしていただくことになろうかと思います。

現在、外部コーチを導入しているのは、バレーが佐賀中学校、それから大方中学校で導入をしております。

部活動の現状については、こういったところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

現状について、今、説明ありましたけれども、ほんと少子化に伴ってですね、この同じ町内に2つ中学校があって、まあ両方とも部員不足があるということです。

ほんとに、今からどんどんどんどんまた部員不足いう言い方ですかね、まあそういう生徒がですね、やりたい部活動ができない状況に、どんどんどんどん今からもなっていくんじゃないかなと思います。

ほんと、さっき教育長も言いましたけれども、その連合チームとかそういう形でですね、大方中学校と佐賀中学校が一緒になってスポーツ、まあ協力し合って戦っていくというふうな体制が、ほんとに今から取っていくべきではないかと思っております。

そのときに障害があることがあります。やはりその学校間の距離ですね。まあ、生徒が歩いて行けるような距離やったら一緒に練習ができるわけですけれども、そのチームとなるとですね、どうしても一緒に練習をすることが大事になってきます。まあ、週一とかと一緒に練習はするようにはしてるみたいですけれども。

さっき出ました野球なんかもですね、佐賀中学校は部員不足。佐賀にはいい選手がいっぱいあります。ほんと、もっともっと伸ばしてやりたいようなふうに自分は思いますけれども、少人数ではなかなか思ったような練習もできません。ですから、何とか一緒に練習させてやりたいという気持ちが自分にはあります。まあ、サッカーなんかも一緒です。少人数ではなかなかチームプレーなんかを練習できませんので。

そういうことが出てきたときにですね、何とかその輸送手段というか、それを考えていただけないかというふうに思いますけれども。

そんな点はどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

学校の部活動はですね、基本的にはほかの教育活動、そういうたるものにですね支障が出ない範囲で行うというのが基本であろうというふうに思っております。本来であれば、生徒数に見合う部の数、こういったことを考えていくべきであろうかというふうに思います。

今、ジュニア等で、小学校の段階からいろいろ運動されている方も多くおりまして、なかなかそこも難しい部分ではございますけれども、これだけ減ってきますと、そこを真剣に考える必要もあるかと思います。そういうことで、どうしても部を残したいということであれば、連合チームで大会に参加をするということになるわけですけれども。

基本的な、まず考え方です。部活動の練習、例えば連合チームを組んでですね、週1回合同で練習をするという場合ですね、練習には公用車等は使わないということが基本でございます。大会等にはですね、当然公用車等で送迎をしております。

将来的に、こういった連合チームというのも増えてくる可能性もございます。基本的な考え方として、練習活動は保護者の皆さんまで対応いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ学校教育に、とかいう話がありましたけど。

一番最初の1問で言ったようにですね、その教育基本法にもありますようにですね、まあいうたらスポーツは教育の一環に入れていかなければならないというふうには思いますので、まあそういったクラブ活動として別個で見ないでですね、やっぱそのクラブ活動も教育の一つだというふうに考えていただきたいと思います。

スポーツ基本法の中にもですね、どこに行ったかちょっと分からんかったがですけど、さっきの強化の部分ですよね。外部指導者も入れてくれているということで安心しましたけども。体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用、その他の必要な施策を講ずるように努めなければならないというふうにありますので、ぜひともこれからもそういった方向でいっていただきたいと思いますし、先ほどの部員不足の部活動の体制をどうするかということも、やはり教育の一環として考えていただきたいと思います。

といったことで、2人で1時間の予定がだいぶ時間を食ってしまいまして、小永さんの時間が20分ぐらいしかなくなりましたけれども、私の質問はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

次の質問者、小永正裕君。

2番（小永正裕君）

それでは、残りの半分をやらしていただきます。

私は1問ですが、子宮頸がんワクチンの接種について質問致します。

まず、(1)番の、これまで何人の接種があったか。本町の住民ですね。

接種者で、体調に異常を来した方はおられるか、いませんか。

それから3番目です。接種の助成金は幾らになりますか。一人当たりと合計とお願いします。

一応、この3番まで、最初は。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

おはようございます。

それでは通告に基づきまして、小永議員の子宮頸がんワクチン接種についてお答え致したいと思います。

まず、子宮頸がんワクチンとは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染症の予防のためのワクチンでありますけれども、黒潮町における子宮頸がんワクチンの接種につきましては、国の補助等を受けて、平成22年、平成23年1月からですけれども、13歳以上18歳までの女子を対象として、無料でワクチン接種を実施しております。

さらに、予防接種法の改正によりまして、本年、平成25年4月からは、子宮頸がんワクチンにつきましては定期接種という位置付けになりまして、予防接種法に基づく市町村が行うべき予防接種という位置付けになっております。

まず、これまで何人の接種があったかというご質問につきましては、ワクチンの接種が始まった平成22年度には対象者が328人おりましたけれども、この328人に対しまして36人がワクチン接種を実施しております。その接種率は11.0パーセントでした。

続く平成23年度には、対象者が344人に対して297人がワクチンの接種を実施し、接種率は86.3パーセントがありました。

さらに、平成24年度、昨年ですけれども、対象者86人に対しまして45人がワクチンの接種を実施しております。接種率は52.3パーセントでした。

本年度ですけれども、7月末までの対象者67人に対しまして、そのうち6人がワクチン接種を実施し、接種率は9.0パーセントです。

この3年間で、延べ384の方が接種したことになります。

ちなみに、高知県下におきましては、今年4月までに接種対象者の79パーセント、約2万2,000人が接種を受けているようです。

次に、接種者で体調に異常を訴えた方は皆無かというご質問ですけれども、黒潮町においては、体調の異常を訴えたという報告は受けておりません。黒潮町では副反応の報告はないという部分で、該当する方はいないというふうに認識しております。

次に、この子宮頸がんワクチンの接種の助成金ですけれども、1回の接種で1万5,109円です。このワクチンにつきましては、3回の接種が必要というふうになっておりますので、3回接種分を助成をしております。

以上、報告致したいと思います。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

どうもありがとうございました。

本町では異常を訴えた方はゼロということで、今のところほんとに、まあ一安心というところでございます。

東京の杉並区でですね、18歳の人が、接種してから2年過ぎてから、突然、症状がぱっと出てるんですよね。記憶がぱっとなくなつて、英語とか学力も非常に高い人で、国立大学を目指しておった人らしいんですけども、英語の単語も何も分からんつたんですね、ただABCくらいだけは分かるレベルに下がつてしまつた。それで体がしびれて、痛みもある。で、不安で不安でしようがないというふうなのがですね、こう接種した直後に起つたんでなくてですね、2年後に出でたという例があるんですよね。

それと、外国ではね、2回やって何でもなかつたけども、3回目を接種して、まあ、半年以内で3回接種するということでございますが。3回目を接種した途端にですね、もう全身がしびれて、がくんがくん、がくっとう動くんですかね。硬直いりますか、ショックが起きて。それでもう、運動神経がすごい素晴らしい子どもだったらしいんですけども。だから、人によって発症する副反応がですね、直後に出るか、1回目が出るか、3回目で出るか、それから1年、2年後に出るかとか、そういうことでみんな違う場合があるようですね、今後もいろいろとですね、そういう情報網をある程度、まあ、報道とかそういうのはあんまり見てない人はですね、自分で申し上げていく。その原因がこのワクチンにあるかどうかというふうなことを明確に判断できないいう方が多いですから、そんな情報をですね流してあげて、もし異常があれば、お医者さんとこへ行くとか、役場へ来てくださいとかいうふうなことを広報にでもぜひ書いてですね、周知していただきたいと思います。

これなぜかいいますとですね、例えばインフルエンザのワクチンと比べて、その副反応が10倍出るというふうなことを言わわれています。こういう異常な高さというのは、ワクチンではめつたないことなんですね。

このことにかんしてはですね、私、本町でも議員提出議案で成立したといういきさつもありましてですね、二の足踏んでおつたわけです。一般質問に対して。ただ、最近のワクチンにかんして私、何かこう引っ掛かるところがありましてですね、調べたことがあるんですよ。そうすると、この子宮頸がん予防ワクチンにかんしては、

ますますおかしいとこが随分出てきてですね。

それで、お客さんの中に、実はこんなふうなこと、予防接種があると。実はどうでしょうかというふうなことを、私のとこへ職業上でしょうか、お問い合わせとか、おばあさんとかお母さんがですね問い合わせに来られたことがあるんです。何人か。そのときに、私はいろいろ調べておったことをですね、事情を言って。まあ、私がするなどか、せよとかいうふうなことは決定権ありませんので、最終的には親御さんが判断することですよというふうなことは申し伝えたわけでございますけども。

その後でですね、テレビで何か報道があったみたいなんですよ。そしたら、国内の人が、そのショックが起って、もうすごい筋肉の硬直いりますかね、それがギラン・バレー症候群みたいのがあるんですよ。痛みと、そのしびれとが一緒に来る。それで、脳の働きが落ちてくる。優秀な人でも記憶力がなくなったり、急に友達の名前が分からなくなったりとかですね、学校へ行っても友達付き合いができなくなったとか、そういう例が結構多く出ててるんです。それが非常に心配になって、まあ、人によって体質がありますから違いますよと。お宅のお嬢さんとかお孫さんは大丈夫かも分かりませんとかいうふうなことも話し合いしておりますけども、最終的には親御さんが決めてくださいと。ただ、一般のワクチンと比べたら、ちょっと危険性は高いかも分かりませんね、みたいな話はしてきたわけですけど。

それが非常に気になってですね、多くの人が知った上で決めていただきたい。中身をですね。それと、いろんな気になることがあるんですけども。まあ、3番まではそれで構いませんので。

4番目ですね、このワクチンは、ほかのものと比べても非常に高い確率、今、言いましたけども副反応が出る。それも本人と家族に、その一生悩む、重篤な症状となることが多いと。それで、回復不可能な症状が続くということですよね。

それから、外国調べたら、100人以上の方が亡くなってるんです。で、東京でも女の子が亡くなっていますね。

子宮頸がんの発生原因、いろいろ調べてみてもですね、この幼い、その13歳から18歳。外国では9才からやってるんですよ。アメリカ、オーストラリア、イギリスくらい。8才からやってるところもある。そんな幼い子からですね、原因を考えても、ちょっと考えられないようなやり方してます。まあ、その原因についても詳しい情報はあるでしょうから、執行部の方からちょっと発表してもらいたいと思いますが。

それと、こんな幼い子に継続してやって大丈夫かどうかいうふうなことも判断されてるかどうかいうことも併せて質問致します。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

小永議員の質問の4番目についてですけれども。

現在、子宮頸がんワクチンにつきましては、いろいろな副反応、こういった部分が報告されておりまして、厚生労働省の方でもそういった情報を受けながら、専門家の会議を開催しております。

そういう会議の中で、現在、この子宮頸がんワクチンの定期接種につきまして、これを中止するほどリスク、危険性は高くないというふうに、その会議の中でまとめられております。

しかしながら、こういった部分、副反応の報告等がありますので、この子宮頸がんワクチンにつきましては、積極的なその接種を市町村が勧奨するという部分については、一時的に差し控えるという取り扱いになってきております。

その会議の結果を受けてですね、本年6月には厚生労働省から、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についてという勧告がありました。そしてそれを受け、積極的な接種の勧奨を控えるという意味で、現

在、黒潮町においても、他の市町村もそうだと思いますけれども、対象者への個別の接種案内、これについて送付をしておりません。

また、この部分の調査を今、継続してやられているようですが、その接種の勧奨の再開とか、勧奨を取りやめる、この部分の是非につきましては、専門家の会議による分析と評価、こういったものによって、国、厚生労働省等が判断を致しますので、国からのこの通知に基づいた対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

そうなんですよね。

3月末に厚生労働省から、各都道府県知事に法改正とですね、このワクチンによって起こる副反応。その情報を全部、医療機関とか、その製造メーカーから集めて、厚労省の方に直ちに連絡してくださいというふうな通達いうか県に来ますよね。それのことやと思いますけども。国もメンツがあってですね、今のところはその勧奨は積極的にしなくとも構わないというふうな状況までにはなってきたわけですよね。

おかしいのはですね、例えばこの子宮頸がんになる原因を、どういうことが原因かというて言われてるのは、まあ男女の交接ですね。いうふうな言葉ですけども。の結果、ヒトパピローマウイルスが感染するわけですね。それ経験のない子どもは、一切かかる可能性はないわけですね。この今、言われてる定説からいいますとですね、その異性同士が交接したということがきっかけでパピローマウイルスが侵入してきて、それが原因で発症するというふうなことなんです。

このがんの特徴はですね、ほかのがんと違うのは、遺伝子によって、例えば血筋にですね、おじいさんおばあさんとかいう方にがんの発症例があれば、その子孫の方はがんになる可能性が高い。ところが、この子宮頸がんワクチンというのは、血液とか遺伝とかいうのは一切関係ないんですよ。今、言われてるこの学説では、ヒトパピローマウイルスが女性に侵入してきて、感染した上で初めて発症すると。ところが、若い子で体力のある子はですね、その侵入してきた、感染したそのウイルスの90パーセントは自然に排出するんです。外へ出してしまうんです。体から消えてしまうんですね、90パーセント以上。それ2年以内にそうなるというんです。残った1割近い方が、その中の0.1パーセントから0.15パーセントぐらいの確率で、その子宮頸がんに進んでいく可能性があるということを言われてるわけですから、確率としては非常に少ない確率なんですね。

ちょっと調べたんですけども、昭和33年、43年、53年、63年、平成10年、平成20年と、10年おきに何人死亡者が出了かということをちょっと調べたんですけどね。

19歳までの子どもさんは、昭和33年で3人亡くなっています。昭和43年までの10年間はですね、2名亡くなっています。それから、昭和53年、昭和63年、それから平成10年、平成20年。これまでのデータでは、19歳までで死んだ方はゼロなんですね。これは子宮頸がんワクチン、まだ日本人はやってないですよ。このときはね。

それから、二十歳から29歳までの方が、さっき言った昭和33年では20名の方、死亡。43年では15名の方、53年には8名、昭和63年には5名、平成10年には21名、平成20年には21名ですね。

ちなみにですね、平成21年のデータを見てみると、20代の亡くなった方が24名ですね。それからね、このどこがおかしいのはですね、高齢者が多いんですよ、亡くなる方。大体、去年くらいが2,700名くらい頸がんによって死者がおられるんですけども、60代がですね、平成21年ですよ、488名。それから、80代の方が461名と多いんですよ。圧倒的に10代は普通の状態でも少ないわけです。だから、効果のある期間とい

うのは大体6.4年といいますね。最長で6.4年間。平均すると5年9カ月ですよ。だから、13歳のときに接種してもですね、それに6年足したとしても19歳。この、さっき言った10年ごとのデータ見てもですね、接種していない方はゼロなんですよね、死亡者。これは、接種よりか先に男女としてのモラル。これをまず社会とか学校とか、親が子どもに教えるべきことなんですね。私はそういうふうに判断します。

普通、結婚して子どもさんができて、子育ても終わりながら、50代、60代、70代、80代になって、初めて、自然の場合はですよ、子宮頸がんがずっと増えていくというのが普通なんです。大体、このパピローマウイルスの原因として発症するという学説ではですね、感染してから数年から十数年までの間に発症するということですから、大体でも10年以上、15年以内みたいなころ発症することが多いんですよ。だから、どこの、どんな女性でも、一生のうちに80パーセントの方は必ずかかるんです、これに。

ただ、子宮頸がんの前がん症状いうのがあるんですよね。がんになる前の症状。それになってから戻る、自然に放っぽつといいても治る人がほとんどなんですよ。がんに進む人は少ないんですね。

そういうふうなことをずっと考えてみてもですね、この若い子どもに、それも一生を棒に振るような副作用が出てですね、もう家族も本人もどれだけ悩まんといかんというふうなことが、今、世界中でいっぱい出てきています。

先ほど、課長言われましたようにですね、国が積極的に勧奨しなくていいと。接種の実施の義務は自治事務で任されてますので、国から。町は義務としてやる必要があると言われてますけども、接種するかしないかは本人が決めるわけですからね。保護者と。強制的に、日本では接種をせよという法律はありませんので。あくまでも最低ではご本人が決めるわけですから、正確なデータとか情報を住民の人に与えてですね、それで適切な判断を住民の人がするというふうな状況をつくるのが一番、今、役場としてはですね、大事なことやないかと思うんですね。

勧奨も、非常に積極的な勧奨と消極的な勧奨がありますから。今まででは積極的にやれと国は言ってましたけども、もう今度はがくっと、国も今、勧奨はあんまりしなくていいと言ってますんで。これも義務になってますよね。非常に消極的な勧奨でええと思いますよ。ましてや今みたいな情報をですね、全部教えてあげたりとか、ええ方への勧奨になると思います。

そういう役場の動きをやっていただけますでしょうか。住民に対してですね。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

小永議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほども申しましたように、このワクチン接種につきましては積極的な勧奨を控えるという立場で、個別に案内とかいうふうな部分は送付をしていませんけれども、こういった部分の情報、それから厚生労働省が出しているパンフレット等、その副反応とかいった部分の情報を掲載した部分がございますので、そういった部分を住民に広報等を通じて見ていただけるような周知の仕方をもって報告をしていきたいというふうに考えています。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

ぜひ、そのように。そっちの方はもっと積極的にやっていただきたいと思います。

5番ですね。

今言ったほかにもですね、さまざまいろいろな問題点や懸念があります。町としてそういう情報を集めておるかどうか。集めた上で、町民にまた知らしていただけるかどうか、ということを問います。

これはですね、私、動きいいますか、3.11の地震があって、その後、わが国の国民がみんな不安な状態へ陥れた。そういう状況のときですね、民放とかさまざまなメディアですね、この子宮頸がんにかんするその映像が随分流れて、非常に自分でこれはどういうことかというふうなことを不思議に思ったことがあるんですよ。そのときには、まだはつきりとこの動きの裏側が分かつてなかつたんですけどね。

女優の仁科亜季子さんという人が、自分で子宮頸がんにかかってですね、そのつらいことを、テレビのコマーシャルになるんですかね、それを繰り返しずうっと流してたんですね。もう、どこの民放いうことやなくて、すべての民放で。それで新聞、雑誌、さまざまのメディアですね、この子宮頸がんにかんする広報いうか、予防しなさいと。予防することが必要ですよみたいなこと、繰り返しずうっとやられてたんですね。何か、それも不思議に思ったんです。何で今、こんなことするのかと。

それで、慶應大学でもですね、このヒトパピローマウイルスの頸がん予防効果を検証してるんですよね。これも、そのがんを防ぐ効果はほとんどないというふうな結果を出して発表してるんです。

それと、このがんがこのウイルスによって起こるといってワクチンを作った方が、ドイツのがん研究センターの名誉教授やってる方なんですよ。その人が、子宮頸がんの患部の中に、そのヒトパピローマウイルスというのがいろんな種類がありますが、大体病気になる型が15種類あるらしいんですけど。その中の2つを、このドイツ人の方が見付けてですね、DNAを。それを発表して、それが基でノーベル賞をもらってたんですよ、この人。非常に権威のある学説になっておったんです。これが今、そのご本人がですね、質問されて、あなたの作ったワクチンは本当に効果がありますかと聞かれてですね、今のとこ、その前がん症状を予防する効果はあるかもしれないが、子宮頸がんを治すということまでは言えないというふうなことを、ご本人が言ってるんですよ。その作った本人が。

だから、作った本人と全然違う、その製造する会社がですね、ただ、その会社の利益のためにどんどん売り込むと。で、日本よりか一步先にですね、外国で始めたわけですけども、さっき言ったように100人以上の死亡者が出てですね、あと、神経症状が出て、ばたばた倒れる人が軒並み出てきたんですよ。それで売り上げが下がってきたから、今度、日本に売り込みに来たんですよ。そういう流れがね、ずっと調べておったら全部部分かってきたんです。だから、一遍に日本中がですね、子宮頸がんを予防しないと大変じゃ大変じゃみたいなことになってしまいます。ところが、さっき言ったように子どもに子宮頸がんワクチンやらなくてもですね、昭和53年から平成20年まで、一人も死んだ子いないんですよ、子宮頸がんで。

この頸がんの恐ろしいところですね、もし既に感染しておった子どもがおったらですね、そこへこの頸がん予防ワクチンを接種すると、中でそのウイルスがどんどんどんどん増えていくんですよ、逆に。そっちの方が逆に心配になりますよね。

いろいろと、まだまだほかにもいっぱいあるんですけども、残り半分はもう時間があまりないかも分かりません。早く終わりたいと思います。

町として、こういう考え方をしっかりと自分で持っておってですね、問い合わせがあつたりなんかしたらですね、適切な情報公開といいますか、そういうことをぜひ住民に対してやってもらいたいと思いますけども。

今のとこ、そういうものがあるわけですか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

小永議員の5番目の質問に対してお答えしたいと思います。

黒潮町としまても、このワクチンに対する比較的軽度の副反応、こういった部分が一定の頻度で起こるという部分につきましては理解しておりますし、また、その因果関係等については認識はしておりませんけれども、持続的な痛みを訴える重篤な副反応も報告されているということも認識はしております。

しかし、その発生頻度等につきましては国等でも調査中であるという部分で、具体的な調査結果とかいう部分については報告をされておりませんし、まだ現在、明らかになっていません。そういう部分で、国における専門家会議で調査中であるということを確認してきているところでございます。

それ以外のさまざまな問題点とかいうふうな部分につきましても、厚生労働省からの通知文書、そういった部分に含まれるパンフレットとかいうふうな部分を参考にしながら、住民への周知もしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

ありがとうございます。

じゃあ、もう最後になりましたので。

6番の、助成の条例を制定したわけですが、頸がんワクチンについては、この接種要綱ですよね、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施要綱ですかね、これの要綱を制定してますが。その中にほかの2種類の予防接種と、この3番目の頸がんワクチンとは一緒に書かれておりますが。まあ、削除する。実際には今はできないでしょうが、心情の上では削除したというふうな態度でこれから臨んでいただきたいというふうに切望してですね、ここに削除すべきではないかというふうに質問書に書いておるとこですが。

これはね、厚労省もぱっと、ほんとはやめたいと思うんですけども、やめれない事情があるんですよね。すごいロビー活動を受けてるんですよ。厚生労働省はですね、今まで厚生労働省自身がですね、このワクチンに対して、あるいは医薬品に対して有効性と安全性とを厚生労働省が判断する立場になかったわけです。ところが、この頸がんワクチンだけにかんしてはですね、補償を国がすると。万一のときは。いうふうなことを決めてるんですよね。それと同時に、すべて費用も国が持ちますと。さっき言われましたように5万円近いものをですね、国が1人に全部ただでやってあげると。こんなことは今までなかったことなんですね。

それと、厚生労働省自身がですね、これまで独自に日本での臨床ですよね、それをやらしておったんですね。ところが、世の中とか、そういうとこから非常に強い要望が出てきたということであって、今やってる臨床作業はやめてよろしいと、厚生労働省がまた命令してるんです、指導して。その後で、すぐ認めとるんですよね、製造承認を。だから、十分な日本人に対しての検証も行われないままですね、作ったわけです。

で、日本人に接種してもね、ほとんど効き目は、外国と比べて弱いんです。もし効くとしても。日本人の型が違いますから。薬の、予防接種の。インフルエンザのAとBが違うようにですね、日本人の持ってるウイルスとは違うですから。予防が、型が違うですから、効き目がほとんどない。10パーセントぐらいしか。

時間がありませんので、以上で終わりたいと思いますが。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは、小永議員の最後の質問にお答えしたいと思います。

小永議員の言います、黒潮町子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施要綱、これが平成22年の12月

28日に制定をされております。それに基づいて、黒潮町としてもワクチン接種を実施してきました。

このワクチン接種については、その有効性とリスク、危険性とを理解した上での接種というふうになっておりますし、強制ではございません。

黒潮町としては、この国の判断の下にこうした対応をせざるを得ないという状況でありますので、子宮頸がんワクチン助成対象から除外するという部分については、現在、まだ調査中等の状況でありますから、現時点において考える状況ではないということをご理解願いたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

最後に一言。

国が今、勧奨しなくてよいというふうに言ってますんで、町も勧奨しなくてよいという態度で接してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

議長（山本久夫君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩します。

休 憩 10時 26分

再 開 10時 45分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第24号、平成24年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第62号、町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、総務常任委員会の審査報告の結果を発表致します。

審査の日程は、皆さまのお手元の方にレジュメが回っておりますが、9月の11日（後段で「10日」に訂正あり）9時半より17時まで、これは場所は前の保健福祉センターの2階で行いました。続いて、9月の12日（後段で「11日」に訂正あり）9時から17時、これは議員控室で行いました。そして9月の13日15時から16時40分までは、また前の健康福祉センターの2階研修室の方で、議員全員出席の下に、副町長はじめ各担当の課長、担当の職員さんを招き、慎重なる審査を行いました。

私たちが託されましたのはこのレジュメにあるように、皆さんのお手元にありますけど14議案で、そのうち24、27、35につきましては決算の認定についての審査であります。そして、37号から打つてるとおり、60ぐらいまでの間が議決を取る方の審査でございました。特記事項に示されてるように、すべて全会一致になっております。

それでは、決算書の主な所をやらさしていただきます。いろいろご意見もあるかと思いますけど、なるだけ主に委員会の中で議題となった部分を集中的にやっていきますので。

まず、議案第24号、平成24年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを行います。歳入決算書の14ページをお開けください。

一番、町にとっては大事な町民税、固定資産税あり、個人税あり、それから軽自動車税、たばこ税とかいろいろな、直接町の方に入ってくるお金の分についての報告になりますけど。

この中で一番問題になったのは、未収金の金額について論議がありました。その中でも、特に個人住民税の未済額の金額1,737万4,000円。端数はありますけど、現年度分が606万1,750円。それにつきまして滞納繰越分が1,131万2,746円とか、固定資産の方でも未済額が3,026万3,457円。そして滞納額が、現年課税分の未収金が634万7,000円。繰越滞納金が2,391万。軽自動車税の方でも、未済額が410万。現年度分でも112万9,200円。滞納分の繰越滞納分が297万になっております。

たばこ税の方につきましては、これは健康志向の関係か、たばこの売り上げの減額に伴いまして、前年度よりは500万減の5,881万が入っております。

そこで一番の問題になったがは、未収額の徴収については役場の方では現年度分が滞納にならないように、入金の遅れた方には連絡を取り、来庁をお願いし、納入の相談を努めております。年に3、4回連絡を入れておりますが、家庭の訪問をされるとか、庁舎へ出向くとか、滞納が知られることを嫌がる方がおいでまして、納税者の方にも。そういうことでなかなか難しい面もありますが、役場と致しましては税の公平性で徴収に取り組んでおるということでございます。

それで意見としては、家庭を訪問することで今まで見えてこなかったことが見えると思うので、まあ町税だけやなく、すべての未済額については、徴収に対する取り組みとしてはまず課長が徴収に出向き、職員にその姿勢を見せることが一番大事大事ではないかというような意見が出ました。

また、徴収に努力された職員の方には、期末勤勉手当等で評価に反映をさせたらどうであろうかというような意見が出ましたが、明確に、まあ評価の仕方にはいろいろあるので、今のところそういうことを評価のあれにはちょっと簡単いうか、は入れることはできないというような。まあ考えてみたら、ほかの方と同じように仕事をしても、この徴収にかかるわらった場合には、言うてみたらその反映がないというようなところもあつたと思いますけど。意見としては強く出たのは、やはり課長が自ら徴収に回って、で、部下にその姿勢を見せることによって徴収につながるがでないかという意見がありました、ということを述べてます。

それと、そういうすべての未収にかんしては、決算報告書の中に5年間の収納率を色線のグラフですると、もらった議員の方にも内容がよく分かるので次回からはそのようにしてくださいということで意見がありました。

また1つは、今夏に研修に行かさしてもらいました研修先の呉市の方では、国保税が徴収率が98パーセント、大きな市でありながら達成されておると。担当の課はそういう所も研修に行き、良い点を見習うべきではないかという総合的な意見がありました。

同じページですが、一番問題になりましたがは不能欠損の方でございます。町税の方でも294万2,000円。まあ、個人税とかその他いろいろありますけど。こういうように、固定資産でも174万3,000円とか出ております。

これにつきまして、なぜ不能欠損にされたかということで質問があります。そうすると、行政の方からは本人の死亡、相続放棄、町外への転出、県外に出られた方で、住所が調べようがなくって法的に執行停止を求めたこともできない等の経過もあり、今回、不能欠損の処分と致しましたというように報告を受けております。

それに対しまして、不能欠損になったことについての資料が残っているのではないかという意見がありまして、その不能欠損で処理された方が再度不能になる方もいるのではないかというような意見がありました。そのようにならないように指導をすべきではないかという意見で、それにつきましては行政の方も、再度になる方もおいでます。けど問題は、雇用があり収入あれば良いのですが、経済的活動がなければ収入は得られず、

徴収の方もなかなか難しいことがありますというように言われております。なかなかこの皆さん、公平な立場からして、やはり不能欠損という処理、まあいうたら法的な措置ではありますけど、これがなるだけ数字が低くなるように努力をしていただきたいということの意見でございます。

続きまして、決算書、入の方の 24 ページをお願い致します。

この 2 節の児童福祉費負担金、保育料現年収入未済額、13 名の方で 81 万円。これにつきましては、現年を中心に徴収をされておるようです。

そこで出ましたのが、支給されている児童手当から特別徴収への連携をされているかということで、徴収できるように規則を設けるべきではないかというような意見がありました。

まあ、なかなかその検討を、特別徴収の方法ですが、それについても検討はしてみて、必要ならば設けなければならないというような答弁がありました。

一番問題なのがこの滞納の繰越分で 559 万 3,000 円ですが、これ 38 名の方の滞納でして、長期滞納者は平成 14 年からの方が 3 名おいでるようなことです。まあ、担当の方と致しましては、納付相談をしながら徴収を進めていきたいという答弁がありました。

延滞金も取れるのではないかというような話も出ましたが、これ私債について取れることになっているので取ってみたらということでしたが。まあ、今は保護者の方が納入しやすい方向で、コンビニ等でも支払いできるようにしていくことによって未収を減らしていくと。それにつきましては、生活に困っての未納なのか、資産の持ってるかについてもとか、入所に保証人を付けるべきではないかというような意見がありましたけど、担当の方では、これは私債になるので、私いうか町の債権ですけど。公じやない私債の方になりますので、担当係では良い方への対応を、規則については検討していきたいというような答弁で。まあ、今まで資産までは調査できていなかつたが、検討していきたい。

それから、保育園の入所については保証人は付けていないので、保証人制度はまだないということですので。そこはまあ、付けるとも付けんともいう検討にも入ってはおりませんでしたけど、そういう報告をさしていただきます。

28 ページを続いてお願い致します。

問題になりましたのが、土木使用料というか住宅の使用料でございます。その金額が、滞納額ですが、この分の収入未済額 2,271 万 4,000 円ございます。で、住宅の使用料の方で累計がそれで、今年の分が 353 万 5,478 円。で、滞納繰越分ですが、これが 1,917 万 9,000 円になっております。

これにつきましても、滞納で 5 年以上の方がどれだけおるかということで、5 年以上の方が 14 名。で、公営住宅の方で 100 万以上を滞納なさってる方が 4 名。また、60 万から 80 万ぐらいの間の方が 1 名おいでるという報告を受けております。

意見として、未納のときには保証人に通知をしてでも高額滞納にならぬうちに対処すべきではないかと。徴収の対応は毎年 4 月に通知をして、入金がない場合は翌月の 20 日に督促状を送っております。前年の未納者には 6 月 20 日に送り、6 月末の入金をお願いしております、ということです。お金が入るような情報を得られた場合には、訪問して、その入った時点で徴収を掛けておるようでございます。

その中で、50 万以上の 3 年以上の滞納者には明け渡し訴訟の勧告や、この通知をすべきではないかという意見も出ております。高額滞納者の方に対しては、法的措置も視野に入れて対応を考えなければいけない。本人が支払われないときには、保証人に行くようにするというように報告を受けております。

続きまして、60 ページ、61 ページをお願い致します。町債の方に入ります。

現在、町債で起債総額、今までの総額が 106 億 2,283 万円の残高になっております。合併特例債のソフトの

部分について 10 億円はもう借り入れ済みですが、合併特例債の起債可能な金額が 24 億 6,000 万だったと思いますが、それにつきましては新庁舎建設には町債の起債ができない関係がありまして、合併特例債を充てての庁舎新築を考えておりますということです。

この起債につきましては、平成 32 年までの起債が可能になりました、現在、起債可能な合併特例債は 22 億 6,000 万です。さっき言いました 24 億 6,000 万は、もう既に起債をしておる分でございます。

これにつきましても、そういうような主だった意見はありませんでした。

続いて、歳出の方をお願い致します。76 から 77 ページをお願い致します。

上の方で 13 委託料ということになっておりますが、その中で、行政経営プログラム委託料の 105 万円に対して質問があります。これは倫理を持って政策の中で福祉を中心としたことを高知工科大学に委託をされてる。委託先はどこかというたときに、高知工科大学に委託をしておるということでございます。まあ、福祉を中心とした政策の委託の業務ということで。

意見としては、町民の方たちが、俗に言いますと目を覆って歩行をするとか、車いすでの行動等の疑似体験をする方が、一番福祉に対しては理解ができるのではないかというような意見がありました。

続きまして、ページ、80 ページを開けてください。

これも企画費の方の 13 節委託料です。6 目になりますけど、13 節委託料。NPO と行政との協働モデル事業委託料 229 万 2,000 円については、ここには記載されておりませんけど、砂浜美術館に新しい公共地域産業をウェブで流し、地域内をネットで広げていき、生産性を上げていただき、販路を町外、全国、世界に広げていくための構築委託料ということの説明を受けております。

それにつきましては、こんだけの委託料を払ってるんですから成果の方をよく調べるようにという意見が出ました。

82、83 の、同じく企画費の方ですが、右の 5 段目に、19 の負担金補助及び交付金の 4 段目になりますが、くろしお鉄道の経営基金造成負担金 1,164 万 2,000 円について、事業計画はどうなっているのか。26 年度の計画は、9 月議会には挙げてもらわなければ何も分らないと、どういうことも言えないと。どういう過程になっているのかということで、まあ 12 月議会までには出してほしいというような意見がありました。

それで、執行部の方のあれでは、議会運営協議会の下に幹事会、各市町村の担当課長の集まりの組織がありまして、その中で事業計画等を協議したものをまとめて運営協議会に挙げていっておりますが。まあ、計画も遅くなつたこともありますけど、県の補助金を受けると 10 月を過ぎるということでこのように遅くなつておりましたということの断りがありました。

それと、88 ページをお願い致します。

88 ページ、情報基盤整備事業の 15 節工事請負費になっております。

ここで出たことは、繰越明許費などの関係もありますけど、出したことについては、黒潮町と四万十町との光ケーブルは峰の上でつながっているが、いつになれば愛媛朝日が見れるか。先延ばしにしているのではないかというような意見があります。それに対して、行政は、年度内にケーブルで民放 4 社の放送ができるように事業を進めているという報告を受けています。

同じページですが、14 目庁舎建設費の方の 13 節委託料ですが、用地造成設計料の 148 万 8,000 円。庁舎については決定とはなっているが、まだ議会での議決を取っていないのではないか、議案として提出すべきではないかという意見がありました。

執行部の方からは、住民に今、庁舎についてのアンケートを取っており、その集計中で、議会の方への提出は考えております。庁舎位置の決定については、いつ出すかは決まってないが、建物の予算関係の時期に

なろうかと思うと。基本設計を出しているので、26年度中ごろにはそういうことが議会の方に出せるという報告を受けております。

9款になり、次は188ページ。4目防災費になります。ごめんなさい、190ページです。すいません。190から191の、192。ごめん。私の方がページ間違っておりました。192から193になります。すいません、ページを言うのを私が間違ったようです。

その中の防災費の方で出てきた意見として、避難場所、避難道の計画についてということがありますて、それに対して執行部の方からは、平成20年度の防災計画の見直しを、昨年、区長さんを交えて行いましたと。避難場所は168カ所、避難道が290については、防災計画の中で進めていますと。一応、20メートルの高さの避難場所であれば、宝永の津波の高さに対しては大丈夫と思っておりますと。それに、さらに34メートルの避難場所を造れば90パーセントの町民が助かるというような答弁がありました。

また、意見として、災害発生後の生活をどうするか。その場所はという意見に対しまして、1次避難場所には水、2次避難所には備蓄を準備することで1万人の一時的生活ができると思っているが、それについては精細なことをいかねばならないと。まあ、場所としては各学校、福祉避難場所としては6カ所、誠心園とかシーサイド、かしま荘、あつたかセンター等を福祉として取っておりますが。今のところその中では、福祉では6カ所であるんだったら、トリアージというんですかね、その来た方のけがの度合いとかのあれもされいくべきではないかというような意見がありました。まあ、今のところ医療にかんしてがないということで。それにつきましては地域防災計画の中で決めていくが、県の作業の遅れから26年度中にはできると思うということでありました。

ここで、24年度の町の一般会計の歳入歳出決算書の報告はここで終わらせていただきます。

そして別枠になりますが、27号議案で、平成24年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、これにつきましては水道担当者を除く職員202名と、特別職、町長、副町長、教育長3名の給与でありますと、何の議論もなく全会一致で認定するものと決しました。

先に戻りまして、その先の24年度の決算につきましても、全会一致で認定するものと決しました。

続きまして、議案第35号、平成24年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを行います。ページは471ページになります。

これにつきましては、471ページの方でちょっと問題になりましたのは、ここにつきまして一番問題になってきたのが収入未済額。収入未済額の方でございますが、これは477ページになりますが、145万3,000円というものが挙がっております。そのうちの1項使用料の方でございますが、87万5,000円が歳入未収になっております。このうち、テレビ加入者で56名、インターネット加入者が30名が未納になっておるということを受けてます。それと、加入金の方でテレビが5名、インターネットが7名が収入未済額になっております。

料金については、2、3カ月未納で使用停止すべきではないかという意見がありましたと、当初決まっていなかった点があり、その流れになってしまことと転出者がいることで、これも私債になることで強制執行するには裁判所に提出しなければ、手続きをしなければならないということで、まずは徴収に行く通知を出して対応するということでございました。

それと、出ました意見は、経営にはインターネットへの加入の増加が必要と思う。他の町では、現在、スピードの早い契約加入に努めておられます。黒潮町でもそのように、1つじゃなくって段階的な加入を取り入れる考えはないかということでありましたが、現在、サービスのメニューの増は考えていない。

で、もう1件出ましたのが、加入申込についてはIWKなのか、町なのかという。双方が連携をすべきではないか。加入工事期間が1ないし2カ月とかかり過ぎている。民間のような対応が必要ではないかという意見に

対して、それと、テレビ自主放送が、同じ放送が何日も流れているが、何日で終わるか決めているとかいうような意見がありました。それにつきましては、IWKへの対応についてはこれから町の方がしっかりと指導をしていくということで説明を受けております。

それから、484と485になりますが。

この中で、2款の事業費の中の13節委託料。放送サービス委託料ということで載っております1,821万7,000円でございます。これにつきましては、NPO砂浜美術館への委託ということで説明を受けました。

これにつきましては、決算書報告の中に他の委託先の社名があるのに、これだけが抜けておると。そういうことなく、次回からはきちんと記載をされるようにと意見がありました。

これにつきましても、全会一致で承認するものと決しました。

続いては37号議案になります。黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてですが。

これにつきましては、県下の状況や国からの要請を受け、南海地震対策などを考え踏み切った。26年以降の交付税については、国は減額とは言わないが、職員給料の減額実施しているか否かで考えがあるというような含みもあり、まあ今回このように踏み切ったという説明を受けましたが、これについても特に議論としては出ませんでした。全会一致で可決するものと決しました。

続きましては、議案第38号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の一部を改正する条例についてですが。

これは、現在、義務教育中の児童生徒の医療無料化の財源確保のため過疎債で貯い、その金額を基金に積み立てるための条例を一部改正するものであり、これについても特に議論はありませんでした。全会一致で可決するものと決しました。

議案第39号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。18ページをお願い致します。

18ページの方の、15節工事請負費の205万でございますが。これにつきましては再三議会の方でもご報告がありましたが、北郷小学校にできました集落活動センターに、風呂場に手すり、ステップ、それに伴う排水口の工事とか、女性用風呂場の方に今現在シャワーが3基ありましたけど、それに3つ追加して6つにする。それから、明かりが入らない関係で、天井の方に明かり窓を付ける工事をすることと、それに伴うもろもろの電気改修工事と。それから、大井川、大屋敷、本谷の各集落にソーラーの街灯を集会所前に1灯ずつつけることの予算ということに説明を受けております。

その中で、風呂場の設計の段階で高齢者仕様だから、手すり、風呂場へのステップ台とか、それからタイルもこれでは滑るので危険ではないかという意見が住民の方から出たようでございますが、出来上がってみたら手すりも付けてくれてないし、それから、タイルはそのまま滑らないということで、今のタイルは滑らないということでそのままだったというように聞いておりましたからそういう意見を出しましたら、まあ、特に追加工事を避けてほしいと。追加工事になれば高くなる。これも最初から、これを入れ込んで工事をします。若干、最初の方の見積もりは高くなるかもしれませんけど、後からする工事よりは安くできると思います。そういうことで、少し高くなても追加工事を避けるように設けて造るようにという意見が出ました。

19ページの方になりますが、の13節委託料、内部情報システム構築委託料として2,856万円が計上されております。これは国の政策に合わせての構築で、全国で利用可能にするためのシステムへと。それから、平成25年から28年の4年間で、庁舎内の内部システムのいろいろ系列が分かれられておる部分を統合を考えているための工事にもつながっておるようです。この統合の中では、電子決済とか庶務の事務、財務会計等、それから、職員の出勤簿として使用が可能な点などを言われております。

これにつきましては、町としては香川県の三豊市を参考にしておるようです。その業者が一番良いようすというような意見が執行部からの答弁でした。

ほんで、その中で現在契約してる業者にできるかどうか見積もりを取って決めてからではどうかということでしたが、まあ行政の方と致しましては、システムの契約については5年ぐらいで新しくなっていくので新しいシステムにするのが良いと思うけど、費用対効果を考えながら進めていくという答弁がありました。全会一致で可決するものと決しました。

議案第40号の平成25年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきましては、これは職員の給料の減額に伴う補正でありましたので、何の議論もなく全会一致で可決するものと決しました。

そして、次は46号、平成25年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算ですが、この議案につきましても職員の異動と、いわゆるさつきの給与臨時特例に関連する減額補正でありましたので、特に議論はなく全会一致で可決するものと決しました。

48号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてですが。今までにはほぼ計画どおりに進んでいたが、事業の内容に変動があり事業費に2割以上の増減があった場合には、県の方に対しての変更が必要になりますということで、集落活動センター事業が26年、27年で新たに活動があり、そういう事業費が4割増になったことと、他の事業で事業が2割の減額になったこともあります。

これにつきましても、特に議論はありませんでした。全会一致で可決するものと決しました。

それから、議案第49号、平成21年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（入野分団）の物品売買契約の締結について（追認）。それから53号も同じく、平成22年度黒潮町小型動力ポンプ積載車購入（有井川分団、田の口分団）の物品売買契約の締結について（追認）。それから55号、これも、平成22年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（田野浦分団）の物品売買契約の締結について（追認）ですが。この消防関連の3議案については、一括での報告とさせていただきます。

この中で、予定価格は記載されているのに最低価格がないのはなぜかというようにお伺い致しますと、物品購入や委託料については、最低価格を設けていないということでした。それと、議員の中から出たあれですが、3件とも同じ業者が落札しているが一番安いということかという意見がありまして、それにつきましては、県内業者の7、8社で指名競争入札の結果ですので、一番安かったということですということでした。

議会への提案は以前からなかったと思うが、行政としてこの落ち度についてどう思うかということに対しまして、課長職以上の者は認識を持ってかかわらなければならないのではないかという意見とか、県から指摘によって分かったのか。それから、パソコンでの事務処理の中でチェック機能を入れれば、このようなことは防げるのではないかというように意見がありました。

それに対しまして執行部の方からは、5,000万以上の建設、建築、土地の購入については条例を注意していましたが、物品の購入については失念をしておりましたという答弁がありました。県からの指摘前に職員から議会の議決が必要ではないかと言われ、話し合っているところへ県からの指摘があり、チェックを致しました。これにつきましては言い訳になるかもしれません、消防車購入等の関連につきましては前任の方々が取ってきた執行を、それが正しいと思って引き継いできていたことがこのようなミスにつながったというようなことを聞いております。これからは、行政としては施工伺いを提出していく中で検査調書の中で1項目を入れて、誰が職務に就いても漏れることがないような事務処理で再発がないように努めています。

これにつきましても、3件について全会一致で可決するものと決しました。

議案第58号、平成23年度黒潮町携帯電話基地局（NTTドコモ無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）。これは、熊野浦と大方橋川の分です。相手先はNTTドコモ。それから議案第60号、平成24年度黒潮町携帯電話基地局（KDDI無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）のあれは大方地区です。この60号の方は、米原と仲分川の2集落です。これもさつきと同じようで、携帯電話基地局関連の2議

案については一括での報告とさしていただきます。

見積もり設計者と入札業者が同じではないか、自治法では見積もりをされた業者は入札に参入できないはずであるがと。2件とも随意契約はなぜかという意見がありまして。

携帯電話基地局の備品購入については、会社専用の電波を出しますので他社製品は使用ができないことで、見積もりと入札業者が同じになります。言うたら、NTT のあれには au は買うても電波が出せれん。逆に、au のを安かつても入れても、NTT のドコモの方の電波は飛ばせんという、そういう仕組みがありますので、この際、そういうような形での入札になったということです。

この件につきましても、物品購入に対しての執行部側の条例を失念したことで起きたことの報告を受けております。

これにつきまして、今後このような追認が出ないように改善策を早急に作り上げ、12月議会で改善策を報告するようにと意見を付けて、全会一致で可決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、委員長のご説明があった内容についてはですね、入札の基準に基づいて入札が行われたというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

はい、それにつきましてはきっと、入札については県内の業者ですけど、消防の場合も7ないし8社で大体すべての入札を行っておるので、いわゆる入札は正しかったというようにお聞きしております。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

追認の議案でございますよね。ですから、これは23年だったと思うんですが、もう議会で入札に対しては議決を受けた、その上の追認の事項でございますので。

今ですね、その入札が良かったか悪かったかということは、既に議会としてはもう23年度に済ましているという事項でございますので、それはきっとした入札が行われたということで判断していいわけですね。もう既に済んだ事項についてのご説明を、さらにいただいたということですね。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そのとおりです。やはり審議する中で、どういうことでやってきたかいうこともありますし、これはまだ議決を取ってなかった分だというように私たちは解釈してますので。

追認ですので、議決は21年度の物品購入でしょう。と、22年度の物品購入ですので、議決を取つとしたらここで追認の議決は必要ないと思いますので、そういう形で私たちは議案審議をしてきております、追認についてでは。

そういうことでやってきましたんですけど。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

失礼しました。私の方の質問の仕方が悪かったようで。

予算でですよね、既に議決をしていた事項であったのですねという質問をすべきでした。失礼致しました。

そのようによろしゅうございますか。

（森議員から「はい」との発言あり）

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

総務常任委員長（森 治史君）

訂正を致します。

先の端に、私の方も事務局からもうたレジュメが正しい思うてやりましたら、私の方も、やっていながらこれをそのまま読み上げてしまいました。誠に失礼致しました。

9月の11日という報告を致しました。これは10日、9月の12日は11日ですので。

私の方が気付かないからったのですが、そのまま発表致しましたので訂正の方お願いを致します。

議長（山本久夫君）

委員長報告の途中ですが、この際、13時10分まで休憩します。

休 憩 11時 40分

再 開 13時 10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山本久夫君）

委員長報告を続けます。

次に、産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

産業建設常任委員会に付託されました審査の報告を致します。

議案につきましては、お手元に配布しております付託の明細をご覧ください。

審査につきましては、平成25年9月の10日9時30分から15時まで、9月の11日9時から14時まで、9月の13日15時から15時40分まで、議員全員出席の下、3階の第3会議室におきまして慎重な審査をさせていただきました。

審査の結果につきましては、配布しております委員会審査報告書に一覧ございますのでご確認ください。

それでは、さらに審査結果についてご報告致します。

議案第 24 号、23 号、33 号、36 号の決算については、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第 39 号、47 号、54 号、62 号につきましても、全会一致をもって可決と致しました。

審査内容についてご報告致します。

まず、議案第 24 号、平成 24 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

付託されました 5 款労働費についてご報告致します。

これにつきましては、議会の中でも何度か質問がございましたが、不用額についての質疑がございました。

この労働費につきましては、町民の皆さまの要望の中にも雇用の確保が一番大事になっているというような意見もございましたので、正当な不用額であるのかどうかということについて委員の中から意見が出ました。

執行部の方からは、雇用人数は予定人数をきちんと雇用をしており、労働者の都合等で休みや休日の関係等で不用額は生じたという説明がございました。

また、この雇用の形態につきましては、緊急雇用の雇用期間が 1 年に定められていることがありますので、なかなか継続した雇用を確保するということに至っていないということがございました。しかし、これは決められたことでございますので、まあ仕方がないということになるのですけれども。

また、もう 1 つの形態としては、ふるさと雇用というのがございまして。これにつきましては企業に 3 年間の補助をし、継続した雇用をつくっていただくという目的を持って補助をしているものでございますので、こういう企業が増えて地域の中に継続的な雇用が発生するということが求められていくのではないかとうことがございました。

また、執行部の方からは、これから起業化をする方々に対して起業を支援をする補助がございますので、これについては起業して 10 年未満の企業に対して人件費を 100 パーセント補助するという補助もございますので、こういうものを活用しながら雇用の創出に努めていただけたらなということでお話がございました。

次に、6 款の農業水産費でございます。

3 目の農業振興費、これは事項別明細書では 149 ページでございます。

この中に、地域の物流支援事業委託 942 万 2,000 円がございます。この件につきまして、町長から今後の取り組みについて考えなければならないという発言がございました。

この事業は県の補助金を活用して運営されている、庭先集荷といわれる事業でございます。これは 26 年度までの県の補助金が切れるということでございますので、これから運営の仕方について町としても検討する必要があるということです。この事業は、高齢者の生きがい対策や見守り、それから買い物代行を実施していた事業でございますが、費用対効果の検証や、また現在行われております、あつたかふれあいセンター・デマンドバスの活用等によって新しい方法を検討したいというお話をございました。

続きまして、7 款商工費。項目別明細は 165 ページでございます。

商工振興費、総務費、県工事負担金でございます。この負担金については、県工事に対する負担金でございます。土佐西南大規模公園佐賀地区の子どもの広場の遊具を直す工事費の町負担分ですけれども、この遊具については、遊具の危険性が問われているときから危ない遊具については撤去をするとかいう形になっておりましたので、長い間、公園を利用することができますできなくなっていました。これからはこの事業で改善されたところを使って、子どもさんを連れた方々にも十分楽しんでいただける施設として活用していくのではないかとなっているということでございます。

続きまして、同じくの 169 ページの観光費でございます。

この観光費は、この議会の中でも産業推進室長がかなり説明を致しましたので皆さんご承知のことかと思いますが、西南大規模公園のサッカー場の冬芝を張ったという事業について説明がございました。

この件につきましては皆さまのお手元の方に参考資料をお配りしておりますので、併せてご覧ください。参考資料ございますので、こちらの方と併せてご覧いただけたらと思います。

報告はですねサッカー場の件ですが、利用者に必要とされる整備を進めることによって地域へ経済的な波及効果が出たことや、多くのサッカー選手と黒潮町で地域の子どもたちが触れ合える機会が向上したこと、それなどが大きな成果があるというご報告でございました。

また、この業務を担当しております砂浜美術館からは、宿泊所の方々にもサッカーの宿泊の紹介をしたりといふことがありますて、かなり喜ばれた事業になっているというご報告を受けました。

また、資料の説明の方にもありますけれども、その効果について、少し宿泊とか飲食については出ているんですけども、あの、お土産を買ったりとか、それから地域で飲み物を買ったりとかいうものについてはちょっと不確定な要素ですので、この上の計算の中には入っていないということでございますので、今お配りしている資料の上に、まだ経済的な波及効果は挙がっているというご報告もいただきました。

それから、またこの冬芝については毎年植えなければならないということで、24年度は本町が101万6,000円を出しましたけれども、25分年度については県の方が支出をしていただけるということになっているということです。実績を評価していただいた結果であるというようなご報告がございました。

また、これから経費を考えたときに、この人工芝の導入等も検討をしていく必要があるのではないかというようなご報告もございました。これにつきましては、ほかの関係するスポーツ施設にもやはりきちんと整備を入れると、こういう波及効果がほかの所でも生かされてくるのではないかという委員の意見もございましたことを付け加えておきます。

それでは、事項別明細の171ページの4目産業振興費に移ります。

これは、ほとんどがさしすせそ計画にかんするものです。認証審査委員会の開催の費用、それから黒潮町フェアの開催など、地域の方々が商品を開発するための支援、産業振興推進総合支援事業補助金等がございました。

委員の中からはですね、このせっかくさしすせそ商品に認定された地域の商品が、あまり皆さんに知られていないということが問題ではないかという意見が出ました。せっかく著名な委員の方々から認定していただいたものですから、商品を積極的にPRするような取り組みをすべきではないか。黒潮町のホームページで認証された商品を発表してはどうかとか、それから、町民がどんな商品が町の認定商品となっているのかもっと広く知らせるべきではないかということがございました。

室長の方からは、認定された商品についてはシールを使っていただいたり、小さな旗で表記していただくなどの取り組みをしているということと、それから認定された商品については、黒潮町フェアなどで率先して販売をしていくなどのメリットを付けているというご報告がございました。

そして、この黒潮町フェア等の取り組みが行われることによりまして、先日、町長がご出張なさっていました台湾の商店との取引も進んできたということのご報告がございました。

それでは、8款でございます。

8款の土木費、事項別明細の172ページでございますが、道路橋梁費、道路橋梁維持費につきまして、その中の委託料でございますが。この委託料では、町道の草刈り等を集落に委託している事業であるということをお伺い致しました。

ただ、35部落に委託をしておりますけれども、もうどの集落も高齢化が進み、実際こうした委託を出してもですね、なかなか地域で受けるのがつらくなっている状況があるという説明がございました。これはもう少子高齢化の本町にしては、のことだけではなく、いろいろな所に同じような問題が出てくるのではないかとい

う心配がございました。

続きまして、174 ページの道路新設改良費でございます。これにつきましては、社会整備総合交付金事業でございます。ほとんどがその事業でございます。

当初のこの予算は3億3,266万5,000円でございまして、補正額が5億1,635万2,000円で、総事業費が8億4,901万7,000円となってございますが、そのうちの5億3,016万5,000円が繰越明許となっております。これにつきましてはもう何度も説明がありましたけれども、国の補正の出た時期の関係上このような予算になつておりますが、この事業につきましては南海地震対策事業にかんする事業が主になっておりますので、25年度には事業完了をしなければならないということがほとんどでございます。こうなったときに、事業を進める中で大変困難に見舞われる用地の取得の作業等、かなり難しい問題が山積していきますので、この事業を完全に消化していく25年度、本年度でございますけれども、まあ順調に事業がいくように各企業の皆さんにご協力をいただいて、何とか事業を完了していただきたいという意見が委員の中から出ました。

次に、179 ページの4項港湾総務費でございます。

これの1目ですかね、港湾の総務費です。4項1目の13節になりますが、上川口の緑地公園の管理委託について、委員の方から意見が出ました。

この中で、ビーチバレーコートなど鍵がかかっていて、申請をしないと利用できない部分がございます。この施設について利用がしにくいという声があるということで、委員の中から指摘を致しました。

町は、申請があると佐賀の役場で手続きをし、上川口公園までポールやネットを運んでいくというような作業がなされているようですが、コートの近くにですね、やはり管理できる場所がないと、利用する人にとってはとても不自由な面があるということがございました。せっかく造った施設ですので、十分利用者に喜んでいただけるような利用の仕方を考える必要があるのではないか、という意見が出されております。

この中で少し辛いことを申しますと、町がやっている事業、確かにやってはいるのですが、そのやっていることが利用者にとって本当に有効に進んでいるのかどうか、そういうことをもう一度検証する必要があるのではないか、という厳しい意見も申し添えさせていただきました。

次に、181 ページでございますが、都市計画費でございます。

その中の都市計画総務費、17節の公有財産購入費でございますが。これにつきましては、国道56号大方改良事業の移転先のために県の教員住宅を買い取り、移転先の用地として購入したということでございます。まちづくり交付金事業が、この都市計画費につきましてはそういったその事業と、あとはまちづくり交付金事業が主なものでございましたので、委員からは特別に反対するような意見はございませんでした。

続いて、ページ228の11款の災害復旧費についてでございますが。

これにつきましては、24年度は減額となっておりますので、まあ大きな災害も少なかったということで、心をほつとしたところでございます。特に問題はございませんでした。

以上が、決算についての委員会での意見等でございます。

次に、議案32号と33号は、農業集落排水と漁業集落排水の特別事業の決算でございました。

これはちょっと、両会計とも似たような会計でございますので、委員の方の質問も大体同じような形になつておりましたので一括してご説明をさせていただきます。

この両会計につきましては、鈴地区と、それから蟻川と出口地区という3地区を中心に行われている事業でございますけれども、両会計とも加入者を増やしていただくしかないという状況で進んでいる事業でございますが。ただ、この事業を運営していくに当たっても、これから、先ほども集落の衰退化という話が出ましたけれども、集落の人口減が進んでいくことによって、加入者を増やしてもまた加入が減ってくる。休止という状

況が出てくるのではないか、というような心配の声が出されております。しばらくはこの形で様子を見していくしかない会計であるというふうには思っておりますが。

現在、農業集落排水事業につきましては最適整備構想策定委託事業というのを出しているということでございまして、この中で施設管理の適正化というのは将来的にその適正化がどうなるかということを検証しているということでございますので、その報告を待って、またこの農業集落排水会計については見直しをしていくこと、再検討をしていくことになるということでございました。

次に、36号、平成24年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてご報告致します。

水道料金のこの会計につきましては、ご報告については特に問題はございませんでした。ただ、現在、この水道料の見直しということが検討の課題に挙がっているということでございます。まあ、挙がっているというよりは、25年度には値上げをしていかなければならないという状況までこの会計は来ているということでございますが、町長の方から、金額を検討する時期ではありますけれども、今、住民の皆さんの生活コストが圧迫されていることを考えると、水道料金を、さあ上げましょうというような状況にはなかなかなれないというご説明がございました。どうしても、後期高齢や介護等の負担率も上がっておりまし、このような生活のコスト、それが住民生活を圧迫している中で水道の会計だけをぽんと上げるということにはならないので、これからその状況を見ながら総合的な検討をして、町の費用の中の何を上げていくのかということを検討していきたいというお話をございました。

それから、有収率についても意見が出まして、漏水の解決を図っていかなければならぬということでございます。

また、入野地区には老朽化した石綿管の取り替えがまだ介入をしていない所もございますので、国道56号改良の進ちょく状況に合わせて計画を進めていかなければならぬということもございましたし。

また、現在のように黒潮町は給水率が98.7パーセントという高い水準に上がっておりまして、この中で利益を挙げていくということになりますと、この有収率を上げていくということが求められると思われますので、職員の皆さんにはさらなる努力をしていただきたいということを申し添えました。

次に、39号にご報告致します。平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

6款の3項、水産費でございます。ページは28ページになります。

これは漁協の入野支所の方で新規の漁業者ができたということで、それに対する補助交付金として100万円を支出するものでございました。本当に後継者のいない中、1人でもこうして後継者が出てくるというご報告を聞きまして、大変うれしく委員一同思つたことでございます。ぜひ頑張っていただき、地域の後継者に育てていただきたいと思っております。

次に、29号、漁港漁場整備事業、事業費の工事請負費でございます。これはもう入野漁港のしゅんせつ工事でございますので、構内にたまつた砂を取り除くという工事です。これはいつもやっていることなんですが、その取り除いたこの砂をですね、今は休止状態になっている入野の海水浴場に入れてみるということでございました。このことによりまして、海流の流れというものが変化があるのかどうか観察するということでございますが、今年、当初予算の方で海流調査をするという予算が挙がっております。その件につきましては、今回こういう事業を施行しますので、この調査については見送るということでございました。

それから、ページ、30ページになりますが、7款の商工費、3目觀光費でございます。

これは小さな予算ですけれども、9万円の予算がビオスの情報館の壁に觀光案内の看板を取り付けるという予算でご説明いただきました。觀光客の方々に地域のさまざまな情報を持つてもらうために設置するものでございますけれども、先ほど、上川口の港湾の利用の件についてお話し致しましたが、これも同じようにです

ね、情報館に入っても窓口が分かりにくかったり、観光客の方から分かりにくいという指摘があるということございました。ですから、やはりこの使いやすい、それから分かりやすい、そういう業務案内が求められると思いますので、今後改善を求めていきたいという意見が委員の中からも出てまいりました。

また、この項目について話を進めていく中で、県の公園区域、特にビオスおおがたからですね、下田の口の西南大規模公園の出口までの間の施設についての表示がないので、観光客の方についてはなかなか分かりにくいのではないかという話が出ました。これについても、観光のための分かりやすい案内板などを立てていくことが今後検討されなければならないのではないかという意見が出されました。

続きまして30ページです。4目の産業推進費です。

7の賃金についてからございますが、これはもうほとんど新産業の関係についての予算でございます。この件につきましては、皆さんの方にお手元に資料をお配り致しました。

それぞれの項目別に説明を、産業推進室の方で答弁をまとめ上げていただいておりますので、また私の説明の終わった後でもご確認いただけたらと思います。

委員の中からは、この予算につきまして7の賃金について質問が出ました。7の賃金について、臨時職員の給与としては高額になっているが、その算定の基準はあるかという質問が出ました。

その質問に対しまして、資料の方の一番最初ですね、7の1の4の7、賃金180万円という所に説明が2ページにわたって書かれております。

この基準につきましては、ちょっとお手元の資料で大変申し訳ないんですが、製造業における労働者の種別に見た賃金という表がありますが、これちょっと見にくいで、もし必要な方がございましたら再度コピーをさせていただきますのでお申し出ください。ちょっと見にくくてすいません。

この表に基づいた賃金の算定で、報酬という形ですね、非常勤でお雇いするという予算を立てているということです。

ただ、これが賃金で挙がってございますので、その賃金として計上した理由というのは10ページの、なお、条例には報酬とあるが、地方公共団体導入算出科目の解説、行政の中の賃金の解説に基づいて、報酬を賃金という形で計上することもあるということでございますので、この形に合わせて計上したというご説明になっております。

それから、あと事業費の大きな事業費として工事費。これはもう縷々（るる）説明がありましたので、私の方からもう言う必要もないくらい皆さんはご承知のところだと思いますが、6,880万円の工事費でございます。

委員の中からは、10メーター掛ける15メーターのラボ室ということでございますが、これで本当に目標どおりの生産が挙がって上手く回していくのか、ちょっとスペース的に小さ過ぎはしないのか、というような意見も出ておりました。

それから、本会議の方でも質問がありましたけれども、立地の件について委員会の方でも少し話が出ましたが、これはまあ研究施設ということでございますので、今の場所に経費的にも安くできる、それからボイラーの共有を図る等で対応するということでございましたので、現在はこの位置でやるということについては異議はございませんでした。

ただ、本体工事になった場合については、町長の方からも立地の件ですとか、それからこれからの規模については検討を加えていくというご説明でございましたので、本予算については本委員会としても頑張っていただきたいという意味で認めるものと致しました。

続きまして、54号ですね。54号の追認の件ですが。

この件については、執行部に対してこのようなことが起こらないように、どういうふうに体制を講じるおつ

もりかという質問が委員の中から出ました。

町長からは、業務処理の中にチェック機能を入れて、今後再発を防止していくということをご説明いただきましたので、これも全会一致で可決するものと決しました。

次に、62号の町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についてでございますが、この事業もご説明がございました。大方中学校に上がっていいく通学路や、それから生活道としてご利用になられている道に対しての工事でございました。

これはもう皆さんご承知のとおり、狭い道を中学生や高校生、それから一般の通勤通学にお使いになる方々が煩雑な形でご不便な思いをしていられる道でございます。これについては早急な改善要望も出ておりましたので、今回こういう防災という形でですねこの事業をしていただけることは、地域の皆さんにとっても大変使い勝手のいい道ができるのではないかということで、ご期待を申し上げるところでございます。

それで、この付帯の契約につきましては西南綜合建設株式会社ということでございましたので、十分注意をして、一日も早く安全な道を仕上げていただきたいということで、全会一致でこれも可決をするものと致しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全議案の報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長、西村將伸君。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

教育厚生常任委員会の報告を行います。

教育厚生常任委員会は、9月10日9時30分から17時30分まで、9月13日は15時から17時までの2日間、全委員出席の下で議員控室において執り行いました。

教育厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第24号、平成24年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について、歳出のうち3款、4款、10款。24年度特別会計決算の認定について、所管する7件の議案、また、25年度一般会計の補正および25年度特別会計で補正された5件の議案でございました。さらに追加提案されました、21年度から24年度に議決を得ずに行った動産購入の追認を求める議案7件の付託。合計21件の議案審査でございました。

これから審査内容を議案に沿ってご報告致しますけれども、21件の付託された議案のうち、職員給与削減により補正を行ったものや、委員会中にあまり議論とならなかった議案は省略し、決算や補正予算のうち新たに取り組んだ事業、また質問、意見が多く出された議案についてのみ報告を致します。

初めに、議案第24号、一般会計歳出決算のうち3款民生費認定について、担当課長より説明をいただきました。

一般会計決算書の107ページをお開きください。

県から、これは財源としては100パーセント補助されるものですけれども、24年度高知県地域支え合い体制

づくり事業の活用ですけれども。黒潮町では集会所等の施設整備、あつたかふれあいセンター改修事業、地域会議ボランティア等組織の体制整備事業、福祉避難所災害時備品整備事業が行われております。

この中で大きな予算として、15 節工事請負費、地域集会場整備工事ですが、エアコン設置が 32 台、トイレ改修が 24 カ所、スロープ手すり 18 カ所、テレビ設置 31 台の整備がなされております。これは、私も地元の集会所の整備を見て感じておるところですけども、ほんとに住民に最も身近な集会所がその地域拠点として整いつつあることが分かると思います。

また、この詳細については業務報告書の 133 ページ、社会福祉に関する事項を参考にしいていただきたいと思います。

次に、決算書 133 ページをお開きください。

4 款衛生費認定について、20 節扶助費は、予算は小さいんですけども子育て支援として中学卒業まで医療費の無料化を図るもので、年度途中、24 年 10 月にスタートした新たな取り組みの事業でございます。

委員からは、この 1 年間に通算すると、それに要する助成金、金額はどれぐらい要るもんかと、そういう質問がございましたが。この決算書金額は助成 4 カ月分ですので、その項目にあります決算金額の 3 倍、年間約 1,500 万円が必要とのことです。

このことの質疑の中で、まあこうした制度とか、医療費の無料化に取り組む手当とか、児童手当などを考えると、学校給食費の滞納等々のことにも、保護者の方にこういったことの手当はしているので何とか協力してもらえまいかと、そういった保護者の方への解消に求める材料にはなりはしないかなと、そういう話がありました。

次に、決算書 205 ページをお開きください。

10 款教育費認定について、教育次長の説明を求めました。これは決算ですので、大きな予算は学校施設整備の学校管理費です。

15 節工事請負費 4 億 3,000 万円。これは主に、三浦小学校校舎の改築工事をはじめとして、佐賀小学校の耐震工事となっております。

このことで、校舎については田ノ口小学校を除き、すべての学校で耐震基準を満たしたこととなっております。

続いて、227 ページをお開きください。

学校給食費、15 節工事請負費 2 億 8,000 万円は、町内全域に学校給食を拡大するために大方給食センターを新築するとともに、各校に給食配膳室の整備を行ったものです。

委員からは、5 月 7 日より民間業者に運営を任せているが、昼食に何か変わったことがないかと、そういう質問もありましたが、特に支障はなくスムーズな運営がされているとのことでした。

また、学校給食の賄い材料について町内産の使用割合の質問がありまして、町内産は、その材料費 2,700 万円の 26 パーセントが町内産だそうです。残りの 74 パーセントは県内産で賄っているそうです。ただ、町内に野菜供給農家が少なくて、野菜供給が高くなれば、その割合はすぐ上がるといったことでございました。またそれに、月一度、地産地消の観点から、町内産の材料を使って給食を出しているそうです。まあ、ただ今の教育厚生委員会ではその試食体験をしたいと、今、申し出ているところでございます。ただし、有料ですけれども。

次に、特別会計の報告に移ります。

24 年度国保会計決算の認定について、担当課長の説明を求めました。

6 月定例会でもこれは説明がありましたけれども、24 年度決算は新たに 7,648 万 3,000 円の赤字が発生して

おります。この2年間の累計赤字は1億1,179万7,000円となっております。

こうした赤字決算に至った主な原因は、合併後、平成20年に税率を低く抑え統一したことによるものです。その年の単年度収支は5,937万円の赤字となっておりまして、以後、財源不足が続き、税率改正を行うとともに一般会計からの繰り入れ、基金の取り崩しにより財源の補てんをしておりますけれども、国保税の収入未済額を含めて抜本的な財源確保の見通しが立っていないのが現状となっております。

また、国保加入者である一次産業の方の所得が減少したことも原因にあるようです。統合前の国保税歳入を19年度と比較してみると、20年度で約1億9,000万円、40パーセントの減です。21年度、約2億円、42パーセント減。22年度は2億1,000万円、45パーセント減。23年度は1億5,000万、32パーセント減。24年度、1億5,000万円、32パーセントの減となっております。23年度、24年度に税率改正をしたもの、このままでは25年度を含めて、毎年約7,000万円の赤字を重ねることとなっております。

また、国保事業の運営そのものを県へ移行する時期を29年度として検討されております。国保加入者の方には、一定の負担増をお願いせざるを得ない状況となっております。

こういったことを踏まえて、検診率の向上等の予防策、それから医療費の適正化、国保税の値上げ、一般会計からの法定外繰出と、この4つの柱をセットにした施策で国保会計の健全化に取り組みたいとしております。なお、国保運営協議会の答申を受けた後に、さまざまなシミュレーションを組み合わせて12月定例会に中長期的に赤字を解消していく方向を示すとされております。

続きまして、25年度補正予算の報告に移ります。25年度一般会計補正、23ページをお開きください。

3款民生費、老人福祉費、19節補助交付金、60万円です。

小さい金額なんですけれど、ここは意外と質問がございまして。高齢者生きがい活動促進事業費補助金について、予算是小さいんですけどもNPO法人の立ち上げ費用としているけれども、どういったことが目的のNPO法人なのか。また、費用補助としておるが一体どういったものに補助するか、といった質問がございました。

この事業の必要性は、近年では、アンケートを取ってみると、遠方の家族から高齢者の日中の見守りをしてほしい。また、ごみ出しとか買い物も大変苦労していると。こういった生活支援等の課題が多く寄せられておりまして、それにこたえるため、有償ボランティア制度を構築する必要性に迫られていると。地域包括支援センター、社協、介護事業、ショートと連携して、現在のサービスでは対応できない課題を解決するために、福祉に特化したNPO法人の設立に向け支援することが目的だといったことでした。その補助対象になるものは、パソコンとか書棚と、そういった備品となっております。

なお、この財源をお聞きしましたら、すべて県からの補助で賄われるそうです。この議会で承認された後には、すぐに県の方に申請を出されるといったことでした。

最後になりますけれども、動産購入の追認の議案につきまして教育次長に説明を求めました。

この議案によっては、年度途中に政権交代がありまして、一時的に交付金が止まった時期と重なった背景もありますけれども、ただ担当職員の失念で議決を得ずに動産購入を行ってしまったと、そういった報告がありましたけれども、審査では契約や入札には不備はございませんでした。

以上が、本定例会において教育厚生常任委員会に付託された議案審査の内容でございます。

慎重な審査の結果、全議案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 24 号、平成 24 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議案第 25 号、平成 24 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 24 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、平成 24 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 24 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、平成 24 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行

います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、平成 24 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 35 号の討論を終わります。

次に、議案第 36 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

この議案は 6 月議会にも出されましたけども、先の議会でも私は反対しましたので、大体趣旨としては、当然ですけどおんなじような内容になります。

公務員の給与というのは人事院勧告で決めることが決まっております。それを国がですね、職員の給与を増やせとか減らせとか、そういうこと自体がおかしいことだと思います。

この問題は、自治の根本に抵触するということで地方 6 団体も抗議をしております。しかし、国の圧力が大

きいとですね、この小さな自治体は筋を通そうと思ったら、交付税を減らしますよと国が脅しを掛けてきます。ほんとに、小さな自治体にとっては大変なことですが。

こうしてですね、国が地方自治へ介入してくること、それ自体が大変危ないことだと思います。地方交付税というのは地方固有の財源です。地方 6 団体も、国の政策誘導に利用することは許されないと、そういう抗議をしております。

また、全国でですね、公務員バッシングが吹き荒れておりますので、職員の給料引き下げるというのは一定、世論の支持があります。でも、公務員の給料を減らすということは地方経済に影響します。地域の一番大きな雇用の場は役場です。職員の入件費を削減しますと、ひいては民間の賃金にも連動してきます。

そういう意味で、前回も反対しましたけど、反対します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

今回出ておりますミニラボ、缶詰工場の件ですけど。

私、この主体としてやろうとしようことは、理解はある一定しております。けど、早急に、まだ団体も決まってない。場所だけ設定してやっていく。運営する組織も、それから誰が出資して、どのような組織になるかも分かってない段階で。雇用の問題がありますのでほんとは賛成していかないかんとは思つりますけど、このようにちょっとまだ大きい請負金額で出てきてするときに、もう少しきちつとやる。受け取って運営する側の組織もちろんとするし、出資する側もちろんとして、誰が責任を取ったかいうとここまでやはり一定限明確にしてもらわんと。大事な皆さんのお金で造る工場ですので。

それとやはり、一番の問題は浸水地域に造るということが、私は一番ネックになっております。それはまあ仮の工場だからということで、土地の購入の予定とか造成とか、いろんな面で有利なことは分かっております

けど、たとえ小さなミニ工場であれ、やはり浸水、分かってる所へ造るということにも疑問がありますし、組織ももうちょっとしっかりとして、ちゃんとしてから予算を挙げてきていただきたいと。

だから今回は、この件につきまして私、反対をさしていただきます。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

濱村君。

14番（濱村博君）

一般質問でもちよこちよこ出てましたが、案ずるよりか産むがやすしという言葉もありますように、あまり結果を重視しますと物事は先へ進めません。

結果的にいろんな説明も聞いた中、作れば売れるような販路もできているようですし、それに雇用が生まれると。それから、内容的にはなかなか興味ある事業です。一日でも早いに設立と創業を始めていただきたいと思います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第39号の討論を終わります。

次に、議案第40号、平成25年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第40号の討論を終わります。

次に、議案第41号、平成25年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第41号の討論を終わります。

次に、議案第42号、平成25年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第42号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、平成 25 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、平成 25 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、平成 21 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（入野分団）の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業電子黒板購入の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業黒潮町立小中学校用ブレードサーバ導入の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業児童生徒用パソコン購入の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、平成 22 年度黒潮町小型動力ポンプ積載車購入（有井川分団、田の口分団）の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、黒潮町地域產品加工施設・黒潮印工房（仮称）加工用機器及び什器購入の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 54 号の討論を終わります。

次に、議案第 55 号、平成 22 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（田野浦分団）の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、平成 22 年度黒潮町立小中学校図書購入事業の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 56 号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、平成 23 年度黒潮町立小学校指導書購入の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 57 号の討論を終わります。

次に、議案第 58 号、平成 23 年度黒潮町携帯電話基地局（NTT ドコモ無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、平成 24 年度黒潮町立大方学校給食センター（仮称）調理用品購入事業の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、平成 24 年度黒潮町携帯電話基地局（KDDI 無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、平成 24 年度黒潮町学校給食センター給食配達車購入の物品売買契約の締結について（追認）の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 62 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

この際、2 時 30 分まで休憩します。

休 憩 14 時 15 分

再 開 14 時 30 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 24 号、平成 24 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 24 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 25 号、平成 24 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 25 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 26 号、平成 24 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 27 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 28 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 28 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 29 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 29 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 30 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 30 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 31 号、平成 24 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 32 号、平成 24 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 32 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 33 号、平成 24 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 33 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 34 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 34 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 35 号、平成 24 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 35 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 36 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 36 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 37 号、黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 38 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 39 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 40 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 41 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 42 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 43 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、平成 25 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 45 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、平成 25 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 46 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 47 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、平成 21 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（入野分団）の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 49 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業電子黒板購入の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業黒潮町立小中学校用ブレードサーバ導入の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業児童生徒用パソコン購入の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 52 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、平成 22 年度黒潮町小型動力ポンプ積載車購入（有井川分団、田の口分団）の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 53 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、黒潮町地域產品加工施設・黒潮印工房（仮称）加工用機器及び什器購入の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 54 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、平成 22 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（田野浦分団）の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 55 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、平成 22 年度黒潮町立小中学校図書購入事業の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 56 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、平成 23 年度黒潮町立小学校指導書購入の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、平成 23 年度黒潮町携帯電話基地局（NTT ドコモ無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 58 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、平成 24 年度黒潮町立大方学校給食センター（仮称）調理用品購入事業の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 59 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、平成 24 年度黒潮町携帯電話基地局（KDDI 無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 60 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、平成 24 年度黒潮町学校給食センター給食配送車購入の物品売買契約の締結について（追認）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 61 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 62 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議員提出議案第 31 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてから、議員提出議案第 33 号、来年 4 月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書についてまでを一括議題とします。

これから、提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 31 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、亀沢徳昭君。

5 番（亀沢徳昭君）

それでは議員提案の、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書ということで提案説明を致します。

これは意見書に書いてありますようにですね、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特別措置が平成 24 年 10 月に導入をされたんですが、その用途はですね、そこにも書いておりますように、いわゆる CO₂ 排出抑制対策に限定されておりまして、森林吸収源対策および地球温暖化対策にかんする地方の財政確保については、ただ早急に総合的な検討を行うというだけになっております。

ところがですね、当黒潮町においてもですね、いわゆる木材価格の低迷、それから林業事業者の高齢化、後継者不足ということで、非常に山そのものが荒廃しております。

そういうことなんかを踏まえまして、自然災害の脅威から国民の生命、財産を守るための森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図ることを加えて、その財源をですね、一定の割合をもって森林面積に応じて譲与する仕組みを構築するということで意見書を出します。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長として提出を致します。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第31号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第31号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで亀沢徳昭君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第32号、道州制導入に断固反対する意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、山崎正男君。

8番（山崎正男君）

私の方からは、道州制導入に断固反対する意見書ということで、議員提出議案第32号ということで出させてもらっております。

提出者は、私、山崎と、賛成議員は宮川議員でございます。

このことについては皆さまのお手元に配ってはおりますが、なお、私の方で意見書の中身を読ましてもらいます。その方が、私がここで言うよりは詳しいと思いますので。よろしくお願ひします。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は平成20年以来、町村議會議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には全国町村議會議長会が、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯（しんし）な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾であるとする緊急声明を行った。

さらに、7月18日には道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し要望してきたところである。

しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院、内閣委員会において閉会中審査なっているなど、我々の要請は無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となつており、事務権限の受け皿という名目の下、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされる恐れが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養（かんよう）、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創設し、住民とともに努め、伝統文化を守り、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではない。

かのような自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増進につながるものであると確信している。

よって、我々黒潮町議会は道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日、黒潮町議会。

提出先は、衆議院議長、伊吹文明。参議院議長、山崎正昭。内閣総理大臣、安倍晋三。内閣法第9条の第1順位指定大臣、副総理であります、麻生太郎。内閣官房長官、菅義偉。総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、道州制担当、新藤義孝様。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第32号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第32号、道州制導入に断固反対する意見書についての質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

ちょっとお尋ねします。

ある調査機関によると、都道府県のレベルでは3分の1は賛成、それから3分の1は条件が良かつたら賛成、それから3分の1は反対というような結果が出ちるようで。

ほんで、まあうちらの場合、四国じゃ100万都市もないきに大体反対じゃないろうかと、都道府県のレベルではね、思いますけんど。

高知の知事さんとか、それから県議会は、どういうような意向か分かりませんか。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は県議会の意向は確認しておりませんけれど、町村会と全国の議長会、ならびに県の議長会等がこういう意向でございます。

（明神議員から「はい」という発言あり）

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで山崎正男君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第33号、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、森治史君。

11番（森治史君）

それでは議員提出議案第33号、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書であります。

今からレジュメの方を読み上げらしていただきます。

2014年4月、8パーセント、2015年10月、10パーセントという消費税引き上げの計画が進んでいる。しかし、以下の理由で、今の時期の消費税引き上げを行ってはならない。

現在の経済情勢は、株の上昇や円安により一部高額所得者や輸出大企業は利益をもたらしているが、多くの国民にとっては、物価高、原材料費の高騰など、ますます生活が圧迫される状態となっている。さらに年金受給額が減り、医療や介護の負担が増大している。

この下での消費税増税は、個人消費をますます冷え込ませ、デフレ、不正克服という課題を遅らせることになりかねない。また高知県は、産業振興計画の実施により経済活性化の必死の努力を続けられている中小零細企業、低所得者層が全国的にも多い高知県経済にとって消費税増税は決して効果があるものとはならず、産業振興計画の遂行を妨げるものになりかねない。

6月県議会でも、消費税引き上げは日本経済に冷水を浴びせ、消費の冷え込みおよび税収減に至るとの自民党、公明党提出の意見が採択され、内閣の中枢からも増税への懸念の声が挙がっている。

消費税法附則18条3項では、経済状況によっては施行の停止を含め所要の措置を講ずると、増税中止を選択することも可能と明記されている。法の解釈どおり、施行の停止を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日、黒潮町議会。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三。総務大臣、新藤義孝。財務大臣、麻生太郎。

以上。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第33号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第33号、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで森治史君に対する質疑を終わります。

これで提案趣旨説明および質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従つて、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第31号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第31号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第32号、道州制導入に断固反対する意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第32号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第33号、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第33号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第31号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第32号、道州制導入に断固反対する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第33号、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

平成25年9月第17回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、提案させていただきましたすべての議案につきまして可決をいただき、ありがとうございます。

今議会で賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長（山本久夫君）

以上で町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成25年9月第17回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 08分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

山本久夫
小松孝年
小栗正裕

署名議員

署名議員